

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年5月13日
【発行者名】	スパークス・アセット・マネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 阿部 修平
【本店の所在の場所】	東京都品川区東品川二丁目 2 番 4 号 天王洲ファーストタワー
【事務連絡者氏名】	田中 美紀子
【電話番号】	03-6711-9200
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	スパークス・日本株・L & S
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券の金額】	5,000億円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

スパークス・日本株・L & S（以下「ファンド」といいます。）

(2)【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託受益権です。

信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付はありません。また、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

* ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受けており、受益権の帰属は後述の「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3)【発行（売出）価額の総額】

5,000億円を上限とします。

(4)【発行（売出）価格】

購入申込受付日の基準価額とします。

* 「基準価額」とは、ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額を計算日における受益権口数で除した1口当たりの純資産額をいいます。基準価額は、組入有価証券等の値動き等により日々変動します。基準価額は便宜上1万口単位で表示することがあります。なお、基準価額につきましては、前日の基準価額が日本経済新聞の朝刊に掲載される（掲載名：L & S）他、委託会社、販売会社（後記（8）申込取扱場所を参照）にお問い合わせいただければ、お知らせいたします。

< 委託会社の照会先 >

スパークス・アセット・マネジメント株式会社 【ホームページ】 http://www.sparx.co.jp/ 【電話番号】 03-6711-9200 (受付時間：営業日の 9：00～17：00)
--

(5)【申込手数料】

購入申込受付日の基準価額に3.24%（税抜3.0%）を上限として販売会社が定める手数料率を乗じて得た額です。

詳しくは販売会社（後記（8）申込取扱場所を参照）までお問い合わせください。

(6)【申込単位】

申込の単位は販売会社が別に定める単位とします。

また、収益の分配時に、分配金を受取る「分配金受取コース」と税引き後の分配金を無手数料で再投資する「分配金再投資コース」の2つのコースがあります。ただし、販売会社によってはどちらか1つのコースのみの取扱いの場合があります。

詳しくは販売会社（後記（8）申込取扱場所を参照）までお問い合わせください。

(7)【申込期間】

平成28年5月14日から平成28年11月11日までです。

* 申込期間は上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

(8)【申込取扱場所】

販売会社にてお申込みを取扱います。

販売会社については、委託会社までお問い合わせください。

< 委託会社の照会先 >

スパークス・アセット・マネジメント株式会社
[ホームページ] <http://www.sparx.co.jp/>
[電話番号] 03-6711-9200
(受付時間：営業日の 9：00～17：00)

(9)【払込期日】

ファンドの受益権の購入申込者は販売会社が指定する日までに申込金額を販売会社に支払うものとします。振替受益権に係る各購入申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10)【払込取扱場所】

申込を受付けた販売会社でお取扱します。販売会社については、上記(8)申込取扱場所をご参照ください。

(11)【振替機関に関する事項】

振替機関は以下の通りです。

株式会社 証券保管振替機構

(12)【その他】

申込証拠金はありません。

日本以外の地域における発行は行いません

振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業に係る業務規程等の規則に従って取り扱われるものとします。ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われます。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

当ファンドは、主としてスパークス・日本株・ロング・ショート・マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）を通じて、日本の株式に投資し、絶対値での中・長期的な安定的投資元本の成長を目指して運用を行います。

よって、当該ファンドに相対的比較対象となるベンチマークは特に定めませんこととします。

信託金の限度額

信託金の限度額は5,000億円です。なお、委託会社は、受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

基本的性格

当ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品分類方法において、「追加型投信／国内／株式／特殊型（ロング・ショート型）」です。

ロング・ショート型とは将来の成長が見込まれる株式を買建て（ロング）する一方で、過大評価されている株式を主に信用取引により売建て（ショート）するという2つのポジションを組み合わせます。当ファンドは買建てと売建てとを同額保有する市場中立型（マーケット・ニュートラル運用）のファンドではありません。

当ファンドは、課税上は株式投資信託として取扱われます。

<商品分類表>

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 （収益の源泉）	補足分類
単位型投信	国内	株式	インデックス型
	海外	債券 不動産投信	
追加型投信	内外	その他資産 （ ）	特殊型 （ロング・ショート型）
		資産複合	

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

<商品分類定義>

- 単位型投信・追加型投信による商品分類 : 追加型投信
一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
- 投資対象地域による商品分類 : 国内
目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
- 投資対象資産（収益の源泉）による商品分類 : 株式
目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
- 補足分類による商品分類 : 特殊型（ロング・ショート型）
目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。

<属性区分表>

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	特殊型
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル	ファミリーファンド	ブル・ベア型
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット 属性 ()	年2回	日本	ファンド・	条件付運用型
不動産投信	年4回	北米	オブ・	ロング・ショート型
その他資産 (投資信託証券 (株式 一般))	年6回	欧州	ファンズ	その他 ()
資産複合 ()	(隔月)	アジア		
	年12回	オセアニア		
	(毎月)	中南米		
	日々	アフリカ		
	その他 ()	中近東 (中東)		
		エマージング		

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

(注) ファミリーファンドに該当する場合、投資信託証券を通じて投資収益の源泉となる資産へ投資しますので、商品分類表と属性区分表の投資対象資産は異なります。

< 属性区分定義 >

- 投資対象資産による属性区分 : その他資産（投資信託証券（株式 一般））
目論見書又は投資信託約款において、投資信託証券を通じて主として株式のうち大型株、中小型株属性にあてはまらないすべてのものに投資する旨の記載があるものをいいます。
- 決算頻度による属性区分 : 年1回
目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。
- 投資対象地域による属性区分 : 日本
目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
- 投資形態による属性区分 : ファミリーファンド
目論見書又は投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいいます。
- 特殊型による属性区分 : ロング・ショート型
目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいいます。

上記記載は、一般社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づく商品分類および属性区分を、委託会社が目論見書又は約款の記載内容等にて、分類し記載しております。
なお、当ファンドが該当しない商品分類および属性区分につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご参照ください。

ファンドの特色

1 株式市場変動の影響を軽減しつつ、安定的なプラスのリターンを目指すロング・ショート戦略の日本株ファンドです。

当ファンドはロング・ショート型のファンドです。ロング・ショート型とは将来の成長が見込まれる株式を買建て（ロング）する一方で、過大評価されている株式を主に信用取引により売建て（ショート）するという2つのポジションを組み合わせる手法です。

※ベンチマークは特に定めないこととします。

2 進展する「勝ち組」・「負け組」の二極化現象を投資機会と捉えます。

「勝ち組企業」の株を買建て、「負け組企業」の株を売建てます。

徹底したボトムアップ・リサーチにより、こうした二極化現象を的確に捉えることを目指します。

3 中長期的な日本の株価上昇の機会を捉えるため、買持ちの多い戦略とします。

スパークスでは、株式は中長期的に見て、通常プラスのリターンをもたらすと考えており、また、現状の日本の政治、経済、社会レベルでの構造変化は株式市場の上昇を後押しすると考えています。

原則、買持ちの多い戦略をとります。

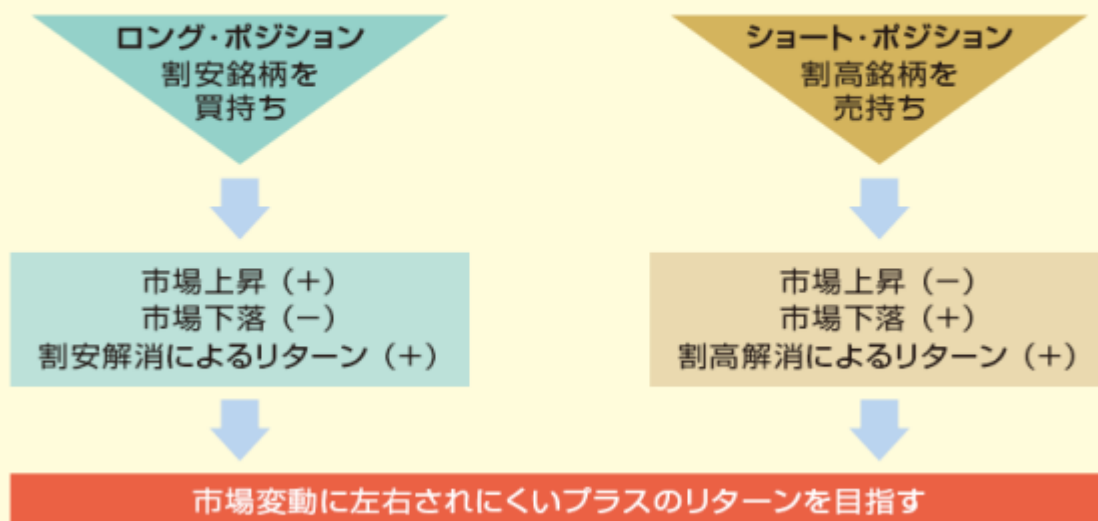
（買持ち＝ロングのポジションを、売建て＝ショートのポジションよりも多めに保有する戦略）

4 徹底的なボトムアップ・リサーチに基づく銘柄評価を行います。

◆ロング・ショート戦略の運用

将来の成長が見込まれる株式を買建て（ロング）する一方で、過大評価されている株式を主に信用取引により売建て（ショート）するという2つのポジションを組み合わせます。

当ファンドは買建てと売建てとを同額保有する市場中立型（マーケット・ニュートラル運用）のファンドではありません。



※ ロングとショートのポジションを取った株式の価格が想定どおりの動きをしない場合には、両方のポジションでマイナスが発生する場合があります。

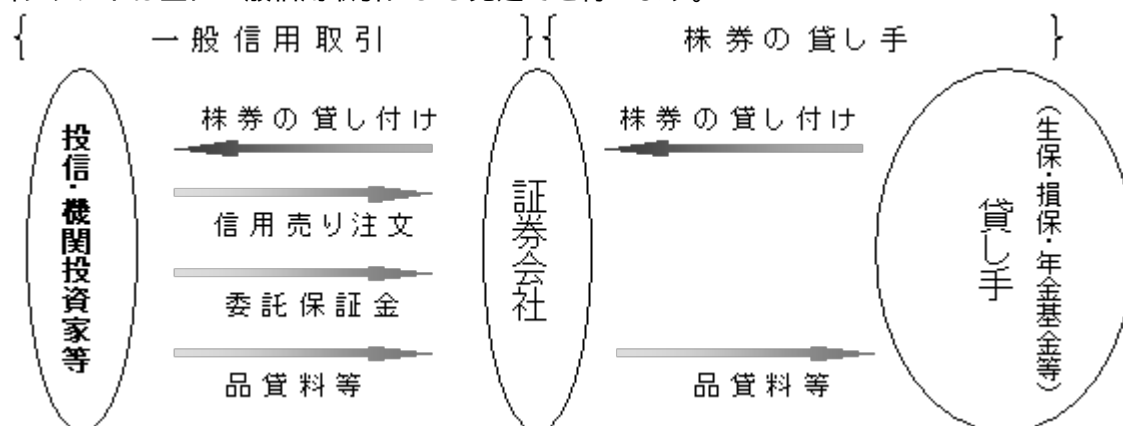
（ご参考）●売建て（ショート）に関するQ & A

Q 1：売建て（ショート）の仕組みを教えてください。

A 1：売建て（ショート）とは、株式を空売りすることを指します。

当初売建て（ショート）した価格よりも、株価が下落すると買戻す価格が低くなり、利益が出ます。逆に、株価が上昇してしまうと、買戻す価格が高くなり損失となります。

当ファンドは主に一般信用取引による売建てを行います。



信用取引とは・・・

●信用取引とは、証券会社等から株券を借りて、金融商品取引所で売ること。この借りた株券は、あらかじめ定められた期限内に弁済することが必要です。弁済する方法としては、株式を後に買い入れて返済する（現物決済）と反対売買をして差額を受け渡す（差金決済）があります。

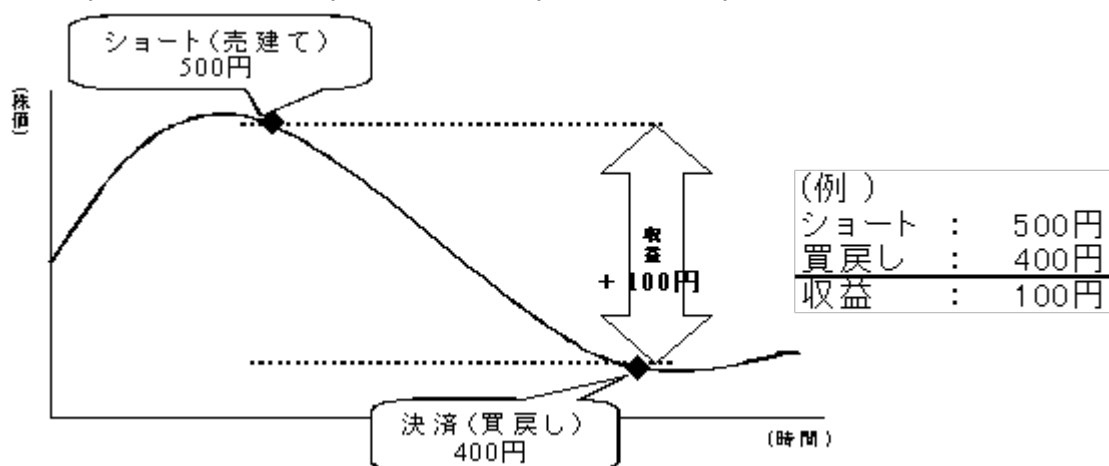
●このうち、一般信用取引とは、信用取引に関する金利、品貸料、弁済の期限などについて、証券会社と顧客との間で合意した内容に従って行う信用取引のことです。

Q 2：売建て（ショート）の損益イメージを教えてください。

A 2：当初、500円で売建て（ショート）したケースを見てみましょう。

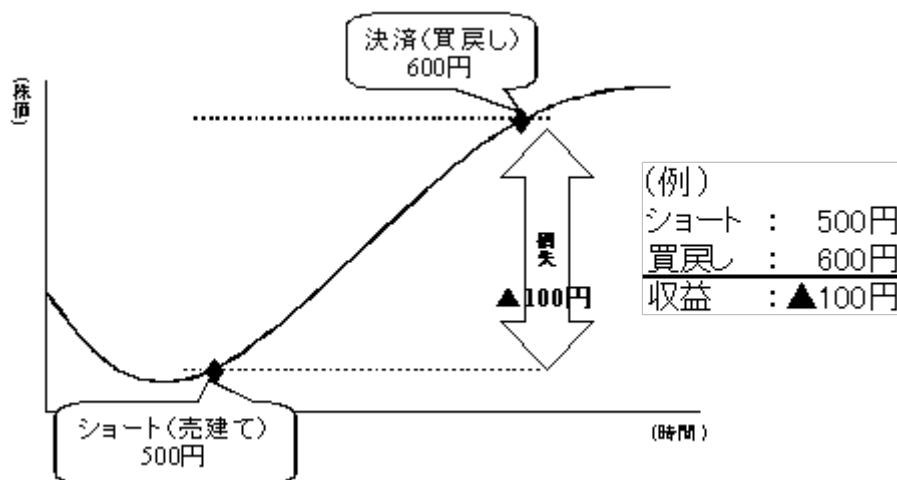
●ショートした時より、株価が下がった時点で買い戻した場合

売却（ショート＝売建て）金額より購入（決済＝買戻し）金額が安いので利益が出ます。



- ショートした時より、株価が上がった時点で買い戻した場合

売却（ショート＝売建て）金額より購入（決済＝買戻し）金額が高いので損失が出ます。



<注> Q2のケースはあくまでも売建て（ショート）の損益イメージをわかりやすく示したものであり、実際の取引には売買委託手数料、品貸料等がかかるため、実際の損益とは異なります。

Q3：売建て（ショート）を組み合わせるにあたり、どのようなことに留意していますか？

A3：売建て（ショート）は相場が下落している局面でも収益を上げることができる魅力的な運用手法である一方、株価が下落しなかった場合のリスクがロングより大きく留意が必要です。

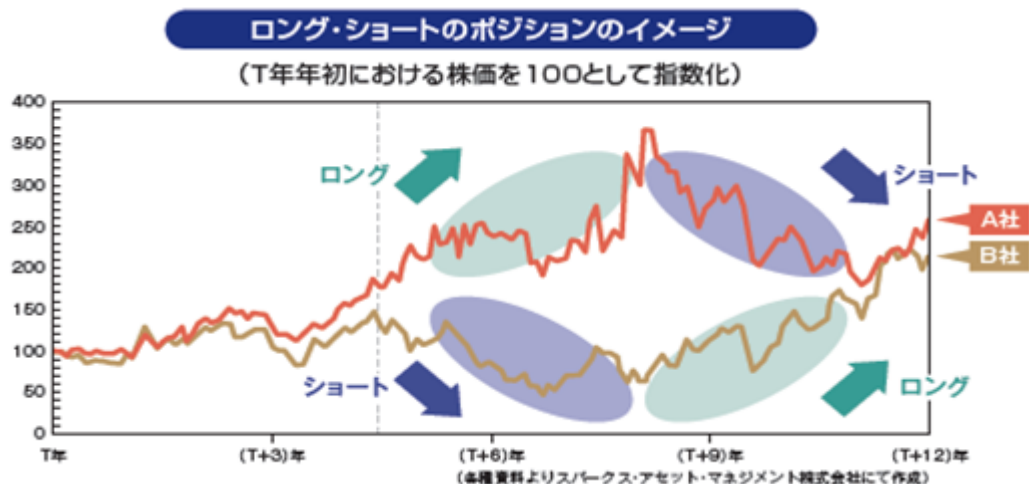
例えば、上記Q2のように当初の株価が500円のケースでみると、ロングの場合では会社が倒産しても損失は最大でも500円ですが、ショートの場合では株価が仮に2,000円まで上昇してしまえば損失は1,500円（2,000円 - 500円）となってしまいます。

このため、当ファンドでは ボトムアップ・リサーチによる企業調査を徹底している他、十分な流動性のある、時価総額の大きい銘柄への分散投資（小口分散）、ロングよりもショートの比率を少なくする、等の対策をとっています。

ロング・ショート戦略により、株式市場の構造的変化に対応

従来安泰とされてきた大企業が、同一業種の中でも二極化するようになってきました。

例えば、下図のようにマーケットでの評価がはっきりと分かれるようになってきました。



上記はあくまで例示を持って理解を深めるためのものであり、当ファンドの運用成果を予測または保証するものではありません。

■ ロング・ショート戦略における徹底したボトムアップ・リサーチ

徹底したボトムアップ・リサーチにより、個別銘柄を選択します。

インベストメント・アプローチ

STEP1 3つの着眼点(企業収益の質、市場成長性、経営戦略)から企業の実態価値を計測する。

STEP2 実態価値と市場価値(株価)の差、バリュー・ギャップを計測する。

株価と企業の実態価値を比較した場合、何らかの理由によって一致していない場合が多く、このバリュー・ギャップを投資機会と捉えます。バリュー・ギャップが大きいほど、投資の候補となりますが、それだけでは十分ではありません。

STEP3 バリュー・ギャップを埋めるカタリストを勘案し投資を決定する。

カタリスト(きっかけ・要因)：株価が実態価値へと収れんするプロセス(バリュー・ギャップの解消)を促すきっかけ・要因をカタリストといいます。企業調査をする際に、もう一つの重要な要素となります。

カタリストの例：規制緩和や会計制度の変化といった外的要因もありますが、コーポレート・ガバナンスの変化等の内的要因が非常に大きなものです。

成長する企業を見つけるポイント



市場動向やファンドの資金動向等によっては、前述のような運用ができない場合があります。

本ロング・ショート戦略においては、ロング・ポジションおよびショート・ポジションともに、企業調査を基にして銘柄選択を行っています。

スパークスの企業調査に基づいたロング・ポジションおよびショート・ポジションの双方で損失が生じた場合、実現損・評価損に関らず双方に損失が発生するために、通常の株式投資信託（インデックスファンド等）における損失よりも大きくなる可能性があり、また、株価の上昇局面では売建て（ショート）があるため、パフォーマンスが低くなる可能性があります。

これを防ぐために、スパークスでは、個別企業の調査を徹底的に行うというミクロ・レベルでの作業を日々間断なく丹念に繰り返しております。

■ スパークス・アセット・マネジメント株式会社について

一貫した投資哲学と運用プロセスを実践する独立系運用会社です。

スパークスは、1989年の創業以来、株式市場を取り巻く環境がいかに厳しくとも「マクロはミクロの集積である」という投資哲学の下、ボトムアップ・リサーチを行っております。

親会社であるスパークス・グループ株式会社はJASDAQ市場（銘柄コード8739）に2001年12月に運用会社として初めて上場いたしました。

(2)【ファンドの沿革】

平成15年2月14日 信託契約締結、ファンドの設定・運用開始。

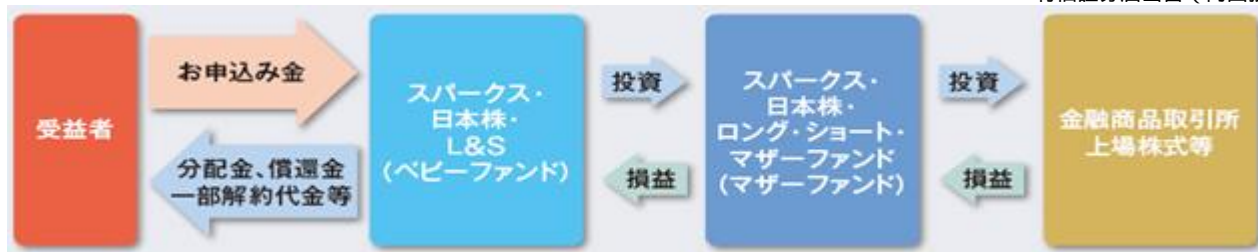
平成18年10月1日 ファンドの委託会社としての業務をスパークス・アセット・マネジメント投信株式会社からスパークス・アセット・マネジメント株式会社へ承継。

平成24年11月14日 信託期間を平成35年2月13日まで延長。

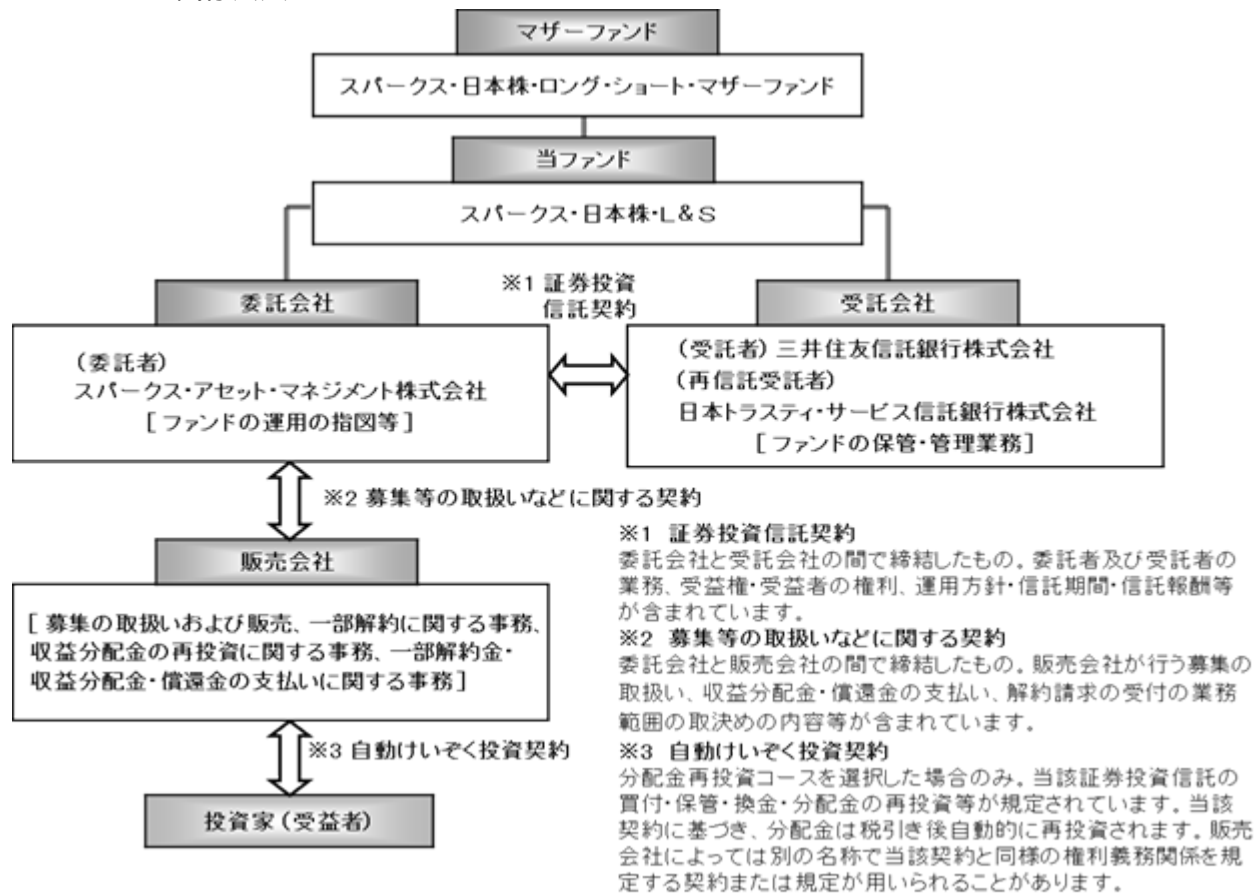
(3)【ファンドの仕組み】

ファミリーファンド方式 により、金融商品取引所上場株式への実質的運用投資を行います。

ファミリーファンド方式とは、投資者の皆さまからのお預かりした資金をまとめてベビーファンドとし、その資金をマザーファンドに投資することにより、その実質的な運用をマザーファンドにて行う仕組みです。



ファンドの関係法人



委託会社の概況

a. 資本金 25億円（平成28年2月末日現在）

b. 会社の沿革

平成18年 4月 持株会社への移行に伴い、スパークス・アセット・マネジメント投信株式会社の子会社として、スパークス分割準備株式会社を設立。

平成18年 10月 商号をスパークス・アセット・マネジメント株式会社に変更。投資顧問業及び投資一任契約に係る業務並びに投資信託委託業をスパークス・アセット・マネジメント投信株式会社（現スパークス・グループ株式会社）より会社分割により承継。

平成22年 7月 スパークス証券株式会社を吸収合併し、第一種金融商品取引業を開始。

c. 大株主の状況（平成28年2月末日現在）

氏名又は名称	住所	所有株式数	所有比率
スパークス・グループ株式会社	東京都品川区東品川二丁目2番4号 天王洲ファーストタワー	50,000株	100%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

主としてマザーファンドの受益証券への投資を通じて、絶対値での中・長期的な安定的投資元本の成長を目指して運用を行います。また、資金動向、市況動向等によっては、金融商品取引所上場株式に直接投資することもあります。

企業のファンダメンタルズ分析を重視したボトムアップ・リサーチによる組入銘柄選択を行うことを原則とします。

組入銘柄の選択は、委託会社が個々の会社訪問を行い、バリュウ・ギャップとカタリストを総合的に判断し決定します。ここでいうバリュウ・ギャップとは、企業の競争力・経営陣の質・潜在成長性を主として3年間の収益予想と事業リスクを勘案した上で計測される企業の実態価値と市場というコンセンサスで実際に決定・値付けされている株価との差（ギャップ）のことを指します。また、このバリュウ・ギャップが収縮、つまりは株価が実態価値へと収斂するプロセスを促すための触媒・起爆剤と訳されるものがカタリストです。

有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引およびその他類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。

信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことができます。

信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引を行うことができます。

純資産総額の範囲内で、委託会社の判断で株式の信用取引による売建てを行います。

(2)【投資対象】

主としてマザーファンドの受益証券への投資を通じて、金融商品取引所上場株式に実質的に投資します。また、資金動向、市況動向等によっては、金融商品取引所上場株式に直接投資することもあります。詳しい投資対象は以下の通りです。

1) 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）（約款第19条）

(a) 有価証券

(b) デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款に定める次のものに限りま。

- ・先物取引等
- ・スワップ取引
- ・金利先渡取引

(c) 金銭債権

(d) 約束手形

2) 次に掲げる特定資産以外の資産

(a) 為替手形

投資対象とする有価証券（約款第20条第1項）

委託会社は、信託金を主としてスパークス・アセット・マネジメント株式会社を委託会社とし、三井住友信託銀行株式会社を受託会社として締結された親投資信託「スパークス・日本株・ロング・ショート・マザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券に投資するほか、次の有価証券に投資することを指図します。

- 1) 株券
- 2) 国債証券
- 3) 地方債証券
- 4) 特別の法律により法人の発行する債券

- 5) 社債券（新株予約権証券と社債券とが一体となった新株予約権付社債券（以下「分離型新株予約権付社債券」といいます。）の新株予約権証券を除きます。）
- 6) 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
- 7) 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
- 8) 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
- 9) 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
- 10) コマーシャル・ペーパー
- 11) 新株予約権証券（分離型新株予約権付社債券の新株予約権証券を含みます。以下同じ。）
- 12) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1) から11) の証券または証書の性質を有するもの
- 13) 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
- 14) 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
- 15) 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
- 16) オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限りま。
- 17) 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
- 18) 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 19) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りま。
- 20) 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
- 21) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- 22) 外国の者に対する権利で21) の権利の性質を有するもの
投資対象とする金融商品（約款第20条第2項、第3項）

前項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときは、委託会社は、信託金を、1) から6) までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

- 1) 預金
- 2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- 3) コール・ローン
- 4) 手形割引市場において売買される手形
- 5) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6) 外国の者に対する権利で5) の権利の性質を有するもの

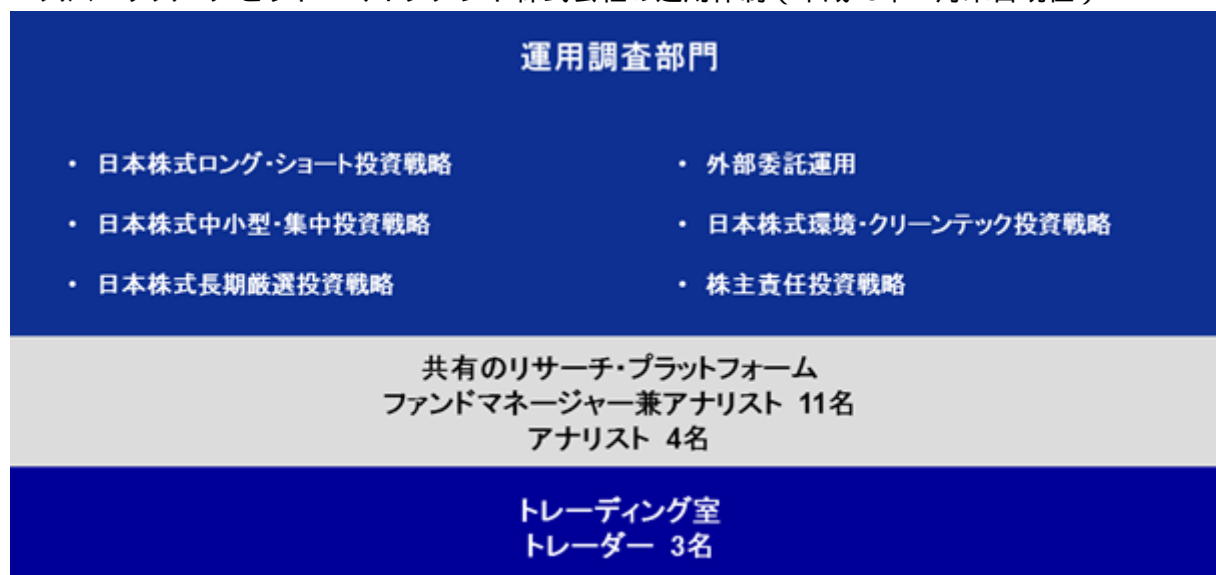
その他の投資対象

- 1) 先物取引等の運用指図（約款第26条）
 - (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします。
 - (b) 委託会社は、金利に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- 2) スワップ取引の運用指図（約款第27条）
 - (a) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった受取金利、または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

- (b) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとし、ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (c) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等を基に算出した価額で評価するものとし、
- (d) 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとし、
- 3) 金利先渡取引の運用指図（約款第28条）
- (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- (b) 金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとし、ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (c) 金利先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとし、
- (d) 委託会社は、金利先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとし、

(3) 【運用体制】

スパークス・アセット・マネジメント株式会社の運用体制（平成28年2月末日現在）



当社においては、創業以来「マクロはミクロの集積である。」との一貫した投資哲学の下、運用調査の担当者自身が個々の企業に対して経営者との面談を含む深度ある調査を積み重ねています。その知見と経験に基づく個々の企業の投資価値に対する高い評価能力が、当ファンドの銘柄選択と投資判断を支えています。調査結果及びその分析と評価等は、運用戦略の区分を超えて日本株の運用調査に携わる全てのファンド・マネージャーとアナリストが共有し、その内容を検討し、調査や評価の手法と能力の向上にチームとして取組み、個人の力量に過度に依存しない安定的な運用体制の維持に努めております。従って、当社が運用するファンドの投資判断を担うためには、その基盤となる調査や評価について当社固有の知見や手法を会得する必要があり、ファンド・マネージャーには、他社における運用経験だけでは不十分であり、当社での十分な調査経験が必要とされます。

平成28年2月末日現在において、日本株の運用調査に携わる人員数は15名、運用経験年数は総計約208年（平均約14年）、また当社での運用経験年数合計は、約156年（平均約10年）となっております。

また、日本証券アナリスト保有者11名、米国証券アナリスト検定会員(CFA)保有者3名、米国MBA保有者4名となっております。

なお、当ファンドは、下記のチーフ・インベストメント・オフィサー（以下、「CIO」といいます。）の指揮・監督の下、CIOに指名されたファンド・マネージャーが日々の具体的な運用を担当します。運用に係る最終的な責任はCIOが担っております。

藤村 忠弘

当社取締役 チーフ・インベストメント・オフィサー（ＣＩＯ）

日本証券アナリスト協会検定会員、米国証券アナリスト検定会員（ＣＦＡ）

１９８６年に国内の投信委託会社に入社、米国留学等を経て、

１９９９年７月に当社入社以降、継続して日本株式の運用調査部門に所属。

運用経験年数：約25年(他社での運用経験：約９年、当社での運用経験：約16年)

意思決定プロセス

- a. ファンド・マネージャーは、ＣＩＯの指揮・監督の下、チーム全体での調査活動等の成果を踏まえ、投資環境の分析、期待リターンとリスクの予測や当ファンドに対する設定や解約の動向分析などを実施し、当ファンドの約款等の定めを遵守して「運用計画書」を作成し、「投資政策委員会」（10～20名程度）での審議を求めます。
- b. ＣＩＯは投資政策委員会を主催し、各ファンド・マネージャーから提出された運用計画書をリスク管理部門、リーガル・コンプライアンス部門等の責任者と共に審議します。ファンド・マネージャーは、承認された運用計画書に基づき日々の具体的な投資活動を行います。投資政策委員会は原則として月２回開催される他、必要に応じ臨時に開催されます。
- c. 上記の意思決定プロセスは、当社取締役会が定めた「投資信託に係る運用管理規程」及び「投資政策委員会規程」に基づきます。投資政策委員会の運営状況は「コンプライアンス委員会」（10～20名程度）においても確認の上、取締役会に報告され、適正な業務運営の確保に努めております。

議決権の行使指図に関する基本的考え方

当ファンドは、主として個々の企業に対する調査を重視した銘柄選択と投資判断に基づく運用を行っており、当該企業の経営方針等に賛同できる企業を投資先として選定した場合には、会社提案に賛成の意思表示を行うのが通常ですが、指図に先立ち、全ての議案につき株主利益の向上に資するかを検証しております。なお、多数の議案を短期間に検証する必要もあり、議案の類型毎に行使ガイドラインと運営プロセスは社内にて規則化されており、議決権の適切な行使に努めております。

委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制等

受託会社（再信託受託会社を含む）からは、受託業務の内部統制の有効性についての監査人によりの報告書を定期的に受領して検証し、必要な場合には受託会社の運営体制を実査することとしております。

ファンドの運用体制等は、今後変更される場合があります。

(4)【配分方針】

年１回の決算時（原則として2月13日、休業日の場合は翌営業日）に、原則として以下の方針に基づき配分を行います。

分配対象額の範囲

経費控除後の利子、配当収入および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

分配対象収益についての配分方針

分配金額は委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合は分配を行わないこともあります。

留保益の運用方針

留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

上記の配分方針は将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

(5)【投資制限】

約款で定める投資制限

- １）株式への実質投資割合には、制限を設けません。（約款 運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限1））
- ２）外貨建資産への投資制限（約款 運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限2））
外貨建資産への投資は行いません。

- 3) 株式および派生商品の実質買建て金額（ロング・ポジション）の合計額と株式および派生商品の実質売建て金額（ショート・ポジション）の絶対金額での合計金額は、ともに信託財産の純資産総額の範囲内とします。派生商品については、想定元本金額で計算するものとします。また、派生商品取引は、信託財産のヘッジ目的のみに限定しません。

有価証券の買付けおよび有価証券先物取引等による買建て（ロング・ポジション）の想定元本の総額は、信託財産の純資産総額の範囲内とします。

有価証券の売付けおよび有価証券先物取引等による売建て（ショート・ポジション）の想定元本の総額は、信託財産の純資産総額の範囲内とします。

（約款 運用の基本方針 2.運用方法（3）投資制限 3）12）13））

- 4) 新株予約権証券への投資制限（約款第20条第5項）

委託会社は、信託財産に属する新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

- 5) 投資信託証券への投資制限（約款第20条第4項）

委託会社は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンドの受益証券を除きます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

- 6) 同一銘柄の株式への投資制限（約款第23条第1項）

委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該同一銘柄の株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

- 7) 同一銘柄の新株予約権証券への投資制限（約款第23条第2項）

委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該同一銘柄の新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

- 8) 同一銘柄の転換社債等への投資制限（約款第24条）

- (a) 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

- (b) 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

- 9) 投資する株式等の範囲（約款第22条）

- (a) 委託会社が投資することを指図する株式、新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株予約権証券については、その限りではありません。

- (b) 前項の規定にかかわらず、上場予定の株式、新株予約権証券で目論見書等において上場されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

- 10) 信用取引の指図範囲（約款第25条）

- (a) 委託会社は、信用取引により株券を売付けるとの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。信用取引については、一般信用取引制度を主として利用いたします。信用取引による実質売建て金額は、有価証券先物取引等による実質売建て想定元本との合算（ショート・ポジション合計）で純資産総額の範囲内とします。

- (b) 前項の信用取引の指図は、当該売付けに係る建玉の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該売付けに係る建玉の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
 - (c) 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該売付けにかかる建玉の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
 - (d) 委託会社は、信託財産で保有する有価証券を信用取引の委託保証金の代用として差入れることの指図をすることができるものとします。
- 11) 有価証券の貸付けの指図および範囲（約款第29条）
- (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する有価証券を次の各号の範囲内で貸付けの指図をすることができます。
 - (i) 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 - (ii) 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
 - (b) 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
 - (c) 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。
- 12) 有価証券の空売りの指図（約款第30条）
- (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産において有しない有価証券または13)の規定により借入れた有価証券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、売付けた有価証券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
 - (b) 前項の売付けの指図は、当該売付けに係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
 - (c) 信託財産の一部解約等の事由により前項の売付けに係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。
- 13) 有価証券の借入れの指図（約款第31条）
- (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れの指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。
 - (b) 前項の借入れの指図は、当該借入れに係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
 - (c) 信託財産の一部解約等の事由により前項の借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。
 - (d) 借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。
- 14) 資金の借入れ（約款第39条）
- (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
 - (b) 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始

日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。

(c) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

(d) 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

15) デリバティブ取引等の投資制限（約款 運用の基本方針 2. 運用方法 (3) 投資制限の14)

デリバティブ取引等（金融商品取引法第2条第20項に定める取引および新株予約権証券、新投資口予約権証券又はオプションを表示する証券若しくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含みます。）に投資する場合は、一般社団法人投資信託協会の規則の定めに従い、市場リスク相当額（金融商品市場、金利、通貨等の変動により発生し得る危険に対応する額をいいます。）として、委託会社が合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額の80%を超えることとなる投資の指図を行わないものとします。

16) 信用リスク集中回避のための投資制限（約款 運用の基本方針 2. 運用方法 (3) 投資制限の15)

一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

法令に定められた投資制限

a. デリバティブ取引に関する投資制限(金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号)

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的方法により算出した額が当該投資信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券、新投資口予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

b. 同一法人の発行する株式への投資制限（投資信託及び投資法人に関する法律第9条）

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託会社指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含みます。）が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図することが禁じられています。

c. 信用リスク集中回避のための投資制限(金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号の2)

委託会社は、運用財産に関し、信用リスク（保有する有価証券その他の資産について取引の相手方の債務不履行その他の理由により発生し得る危険をいう。）を適正に管理する方法としてあらかじめ委託会社が定めた合理的方法に反することとなる取引を行うことを内容とした指図を行わないものとします。

上記を管理する方法として、一般社団法人投資信託協会「投資信託等の運用に関する規則」第17条の2「信用リスク集中回避のための投資制限」第1項において規定される一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うことといたします。

（参考）

親投資信託：スパークス・日本株・ロング・ショート・マザーファンドの投資方針

(1) 基本方針

この投資信託は、わが国の株式市場および金利動向にかかわらず、投資対象有価証券の価格変動リスクを極力回避し、絶対値基準での信託財産の中・長期的な安定的成長を図ることを目標として運用を行います。その目的達成のため、将来の成長の見込まれる株式、過小評価されている株式を取得し、一方、過大評価されている魅力の乏しい株式を信用売りで売却する運用およびその他派生商品を利用した運用を行います。投資対象は円建て資産としますが、日本企業が海外で発行した円建て転換社債なども対象とします。当ファンドは、市場環境に左右されない絶対的なリターンによって、中・長期的な安定的投資元本の成長を目指して運用を行います。よって、当該ファンドに相対的比較対象となるベンチマークは特に定めないこととします。

(2) 運用方法

投資対象

金融商品取引所上場株式を主要投資対象とします。

投資態度

- 1) 金融商品取引所上場株式を主要投資対象とし、絶対値の中・長期的な安定的投資元本の成長を目指して運用を行います。
- 2) 企業のファンダメンタルズ分析を重視したボトムアップ・リサーチによる組入銘柄選択を行うことを原則とします。
- 3) 組入銘柄の選択は、委託会社が個々の会社訪問を行い、バリュー・ギャップとカタリストを総合的に判断し決定します。ここでいうバリュー・ギャップとは、企業の競争力・経営陣の質・潜在成長性を主として3年間の収益予想と事業リスクを勘案した上で計測される企業の実態価値と市場というコンセンサスで実際に決定・値付けされている株価との差（ギャップ）のことを指します。また、このバリュー・ギャップが収縮、つまりは株価が実態価値へと収斂するプロセスを促すための触媒・起爆剤と訳されるものがカタリストです。
- 4) 有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引およびその他類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。
- 5) 信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことができます。
- 6) 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引を行うことができます。
- 7) 純資産総額の範囲内で、委託会社の判断で株式の信用取引による売建てを行います。

投資制限

- 1) 株式への投資割合には、制限を設けません。
- 2) 外貨建資産への投資は行いません。
- 3) 株式および派生商品の買建て金額（ロング・ポジション）の合計金額と株式および派生商品の売建て金額（ショート・ポジション）の絶対金額での合計金額は、ともに信託財産の純資産総額の範囲内とします。派生商品については、想定元本金額で計算するものとします。また、派生商品取引は、信託財産のヘッジ目的のみに限定しません。
- 4) 新株予約権証券への投資は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。
- 5) 投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- 6) 同一銘柄の株式への投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

- 7) 同一銘柄の新株予約権証券への投資は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- 8) 同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- 9) 有価証券先物取引等は約款第19条の範囲で行います。
- 10) スワップ取引は約款第20条の範囲で行います。
- 11) 金利先渡し取引は約款第21条の範囲で行います。
- 12) 有価証券の買付けおよび有価証券先物取引等による買建て（ロング・ポジション）の想定元本の総額は、信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- 13) 有価証券の売付けおよび有価証券先物取引等による売建て（ショート・ポジション）の想定元本の総額は、信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- 14) デリバティブ取引等（金融商品取引法第2条第20項に定める取引および新株予約権証券、新投資口予約権証券又はオプションを表示する証券若しくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含みます。）に投資する場合は、一般社団法人投資信託協会の規則の定めに従い、市場リスク相当額（金融商品市場、金利、通貨等の変動により発生し得る危険に対応する額をいいます。）として、委託会社が合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額の80%を超えることとなる投資の指図を行わないものとします。
- 15) 一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

3【投資リスク】

基準価額の変動要因

当ファンドは、マザーファンド受益証券への投資等を通じて、株式などの値動きのある有価証券に投資し、有価証券先物取引等を活用することがありますので、ファンドの基準価額は変動します。**従って、投資者の皆さまの投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者の皆さまに帰属します。また、投資信託は預貯金と異なります。**従って、預金保険の対象外です。登録金融機関による販売の場合は投資者保護基金の支払いの対象ではありません。

(1)株価変動リスク

一般に株価は、個々の企業の活動や一般的な市場・経済の状況、国内および国際的な政治・経済情勢等に応じて変動します。従って、当ファンドに組入れられる株式の価格は短期的または長期的に下落していく可能性があり、これらの価格変動または流動性に予想外の変動があった場合、重大な損失が生じる場合があります。

(2)ロング・ショート戦略固有のリスク

当ファンドは売建て（ショート・ポジション）取引を行いますので、売建てた株式等が値上がりした場合、基準価額が下落する要因となります。また、ロング・ポジションおよびショート・ポジションの双方で損失が生じた場合、通常のファンドにおける損失よりも大きくなる可能性があります。

(3)信用リスク

組入れられる株式や債券等の有価証券やコマーシャル・ペーパー等短期金融商品は、発行体に債務不履行が発生あるいは懸念される場合には価格が下がることがあり、また、投資資金を回収できなくなることがあります。

(4)中小型株式等への投資リスク

当ファンドは、中小型株式等へも投資します。こうした株式は、比較的新興であり、発行済株式時価総額が小さく、売買の少ない流動性の低い株式が少なくありません。その結果、こうした株式への投資はボラティリティ（価格変動率）が比較的高く、また流動性の高い株式に比べ、市況によっては大幅な安値で売却を余儀なくされる可能性があることから、より大きなリスクを伴います。

(5)派生商品取引のリスク

当ファンドは先物取引などの派生商品に投資することがあります。これらの運用手法は、価格変動リスクを回避する目的のみならず、効率的な運用に資する目的でも用いられることがありますが、実際の価格変動が委託会社の見通しと異なった場合に当ファンドが損失を被るリスクを伴います。

(6)一部解約による資金流出等に伴うリスク

大量の解約があった場合、解約代金を手当てするため保有有価証券を売却しなければならないことがあり、その際には市場動向や取引量等の状況によって、基準価額が大きく変動することがあります。当ファンドはマザーファンドの受益証券への投資を通じて運用を行いますので、同じマザーファンドに投資するベビーファンドに追加設定・解約等に伴う資金変動があり、その結果マザーファンドにおいて売買等が生じた場合等には、当ファンドの基準価額に影響が及ぶ場合があります。

(7)運用制限に伴うリスク

当ファンドの運用は、規制上または社内方針等により売買を制限されることがあります。委託会社またはその関連会社（以下「委託会社グループ」）が投資を行っている（検討している場合を含む）銘柄も含め、特定の銘柄の未公開情報を受領している場合には、当該銘柄の売買が制限されることがあります。また委託会社グループが行う投資または他の運用業務に関連して、当ファンドにおいて投資にかかる売買を制限されることがあります。従って、これらにより当ファンドの運用実績に影響を及ぼす可能性があります。

<その他の留意事項>

● システムリスク・市場リスクなどに関する事項

証券市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化、政策の変更もしくはコンピューター・ネットワーク関係の不慮の出来事などの諸事情により閉鎖されることがあります。このような場合、一時的に換金等ができないこともあります。また、これらにより、一時的にファンドの運用方針に基づく運用ができなくなるリスクなどもあります。

● 法令・税法・会計方針などの変更に関する事項

ファンドに適用される法令・税法・会計方針などは、今後変更される場合があります。

● 購入・換金申込等に関する留意点

- ・委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金申込受付を中止することができます。

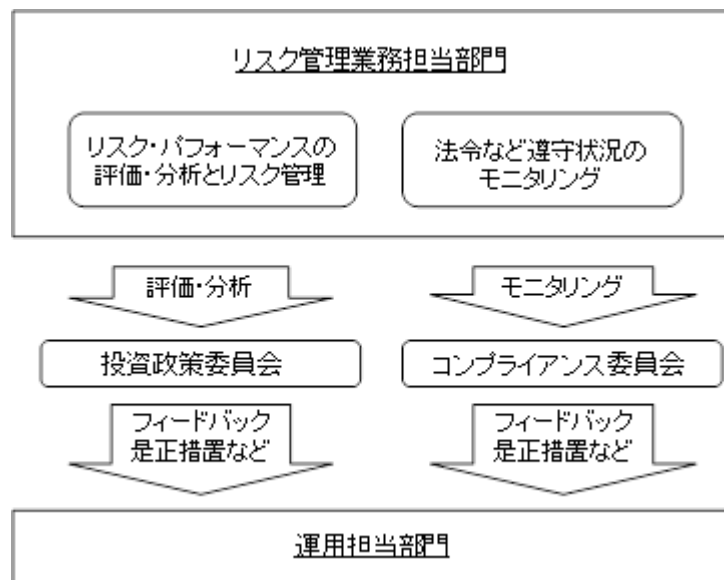
<その他の留意点>

・当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

- ・収益分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益の水準を示すものではありません。収益分配は、計算期間に生じた収益を超えて行われる場合があります。投資者の購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的な元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。収益分配の支払いは、信託財産から行われます。従って純資産総額の減少、基準価額の下落要因となります。

<リスクの管理体制>

委託会社では、投資リスクを適切に管理するため、運用部門ではファンドの特性に沿ったリスク範囲内で運用を行うよう留意しています。また、運用部門から独立した管理担当部門によりモニタリング等のリスク管理を行っています。



上記リスク管理体制は平成28年2月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

参考情報

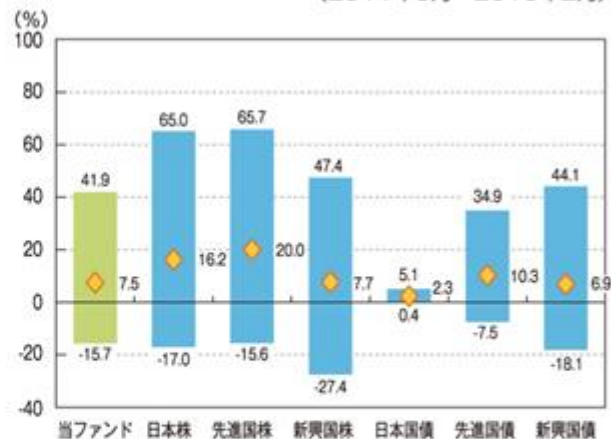
■当ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移
(2011年3月～2016年2月)



※上記グラフは、2011年3月～2016年2月の5年間の各月末における分配金再投資基準価額の直近1年間の騰落率および分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

■当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較
(2011年3月～2016年2月)



※上記グラフは、2011年3月～2016年2月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を表示したものであり、当ファンドと代表的な資産クラスの騰落率を定量的に比較できるように作成しています。当ファンドについては、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

<代表的な資産クラスにおける各資産クラスの指数>

日本株:東証株価指数(TOPIX) (配当込み)

東証株価指数(TOPIX)とは、東京証券取引所第一部上場全銘柄の基準時(1968年1月4日終値)の時価総額を100として、その後の時価総額を指数化したものです。TOPIXは、東京証券取引所の知的財産であり、東京証券取引所はTOPIXの算出もしくは公表の方法の変更、TOPIXの算出もしくは公表の停止またはTOPIXの商標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有しています。

先進国株:MSCIコクサイ・インデックス (配当込み、円ベース)

MSCIコクサイ・インデックスは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。また、MSCIコクサイ・インデックスに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

新興国株:MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円換算ベース)

MSCIエマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。また、MSCIエマージング・マーケット・インデックスに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

日本国債:NOMURA-BPI国債

NOMURA-BPI国債とは、野村證券株式会社が公表している指数で、NOMURA-BPI国債に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村證券株式会社およびその許諾者に帰属します。野村證券株式会社は、ファンドの運用成果等に関し、一切責任ありません。

先進国債:シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

シティ世界国債インデックスは、Citigroup Index LLCにより開発、算出、公表されている、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、Citigroup Index LLCに帰属します。また、Citigroup Index LLCは同指数の内容を変える権利および公表を停止する権利を有しています。

新興国債:シティ新興国市場国債インデックス(円ベース)

シティ新興国市場国債インデックスは、Citigroup Index LLCにより開発、算出、公表されている、主要新興国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、Citigroup Index LLCに帰属します。また、Citigroup Index LLCは同指数の内容を変える権利および公表を停止する権利を有しています。

※上記指数はファクトセットより取得しています。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

購入申込受付日の基準価額に3.24%（税抜3.0%）を上限として販売会社が定める手数料率を乗じて得た金額です。ただし、分配金の再投資により取得する口数について手数料はかかりません。

ファンドの申込手数料（購入時手数料）等の詳細については、下記の委託会社の照会先または販売会社にお問い合わせ下さい。

<委託会社の照会先>

スパークス・アセット・マネジメント株式会社
 [ホームページ] <http://www.sparx.co.jp/>
 [電話番号] 03-6711-9200
 (受付時間：営業日の9:00～17:00)

申込手数料（購入時手数料）は、商品の説明、販売の事務等の対価として販売会社が受け取るものです。

(2)【換金（解約）手数料】

換金（解約）時の手数料はありません。

ただし、換金（解約）時に換金申込受付日の基準価額から信託財産留保額（当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額）が差し引かれます。

信託財産留保額とは、解約に伴う資産売却などに対応するコストを換金時にご負担いただくものです。

信託財産留保額は、ファンドに留保されるものであり、これにより、換金した受益者と保有を継続される受益者との公平性を図るものです。

(3)【信託報酬等】

信託報酬等の額は、次に掲げる 信託報酬と 実績報酬との合計額とします。

信託報酬（約款第45条第1項、第2項）

- 1) 信託報酬の額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し、年2.052%（税抜1.90%）の率を乗じて得た金額とします。

運用管理費用（信託報酬）＝運用期間中の基準価額×信託報酬率

- 2) 信託報酬の支払いは、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末、または信託終了のとき信託財産中から支弁します。また、信託報酬に係る消費税相当額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

- 3) 信託報酬に係る委託会社、販売会社および受託会社の間の配分は次の通りです。（税抜）

	委託会社	販売会社	受託会社
100億円以下の部分	1.10%	0.70%	0.10%
100億円超500億円以下の部分	1.00%	0.81%	0.09%
500億円超の部分	0.90%	0.92%	0.08%

<支払先の役務の内容>

委託会社	販売会社	受託会社
ファンドの運用、開示書類等の作成、基準価額の算出等の対価	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価	ファンドの財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行等の対価

実績報酬（約款第45条第3項）

- 1) 実績報酬は、計算期間を通じて毎日、前営業日の基準価額（本項においては、1万口当たりの基準価額をいい、当該日が決算期末の場合は、収益分配金控除前の基準価額をいいます。）が前営業日における下記に規定するハイ・ウォーター・マークを上回った場合、当該基準価額から当該ハイ・ウォー

ター・マークを控除して得た額に100分の20（税抜）の率を乗じて得た額に、計算日における受益権総口数を10,000で除して得た額を乗じて得た額を計上します。

$$\text{実績報酬} = (\text{前営業日の基準価額} - \text{ハイ・ウォーター・マーク}) \times 21.6\% \text{ (税抜20\%)}$$

- 2) 前項のハイ・ウォーター・マークは、第1計算期間の最初の6ヵ月終了日までは1万円とします。ただし、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日または毎計算期末において、当該日の基準価額（収益分配を行った計算期末においては、収益分配金控除前の基準価額）がその時点のハイ・ウォーター・マークを上回った場合は、翌営業日以降のハイ・ウォーター・マークは、当該基準価額に変更されます。ただし、ハイ・ウォーター・マークが変更されない場合においても、収益分配が行われた場合には、ハイ・ウォーター・マークも調整されるものとします。
- 3) 実績報酬（期中に一部解約が行われた場合には、当該一部解約口数に相当する分の実績報酬額を含みます）を毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末、または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。

実績報酬とは、ファンドの運用実績に応じて委託会社および販売会社が受け取る運用の対価です。

（ご参考）

実績報酬算出期間	ハイ・ウォーター・マーク	算出期間末基準価額
平成22年2月16日～平成22年8月15日	18,137円	12,686円
平成22年8月16日～平成23年2月14日	18,137円	14,256円
平成23年2月15日～平成23年8月14日	18,137円	12,936円
平成23年8月15日～平成24年2月13日	18,137円	11,868円
平成24年2月14日～平成24年8月13日	18,137円	11,751円
平成24年8月14日～平成25年2月13日	18,137円	13,833円
平成25年2月14日～平成25年8月13日	18,137円	16,079円
平成25年8月14日～平成26年2月13日	18,137円	16,785円
平成26年2月14日～平成26年8月13日	17,837円	17,048円
平成26年8月14日～平成27年2月13日	17,837円	17,236円
平成27年2月14日～平成27年8月13日	17,837円	18,379円
平成27年8月14日～平成28年2月15日	18,379円	16,638円
平成28年2月16日～平成28年8月15日	18,379円	—

注1) 平成26年2月13日の基準価額は収益分配控除後の基準価額です。

注2) 基準価額は実績報酬を含む信託報酬控除後のもので、1万口当たりのものです。

なお、実績報酬の配分は次の通りです。

純資産総額	委託会社	販売会社
30億円未満の部分	実績報酬額 × 100%	0%
30億円以上50億円未満の部分	実績報酬額 × 98%	実績報酬額 × 2%
50億円以上100億円未満の部分	実績報酬額 × 95%	実績報酬額 × 5%
100億円以上300億円未満の部分	実績報酬額 × 90%	実績報酬額 × 10%
300億円以上500億円未満の部分	実績報酬額 × 85%	実績報酬額 × 15%
500億円以上の部分	実績報酬額 × 80%	実績報酬額 × 20%

● 実績報酬の留意点

- ・ 毎日の基準価額は、前営業日の実績報酬が費用計上された後の価額です。

従って、解約される際に、解約時の基準価額から更に実績報酬が差し引かれるものではありません。

- ・ 実績報酬は、半期末ごとにファンドから支払われますが、この場合も実績報酬は既に費用計上されていますので、更に実績報酬が差し引かれるものではありません。

(4)【その他の手数料等】

ファンドは以下の費用も負担します。

組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等の有価証券取引に係る費用

信用取引や先物取引、オプション取引等に要する費用

保管費用等

借入金の利息、融資枠の設定に要する費用

信託財産に関する租税

信託事務の処理に要する諸費用

受託会社の立替えた立替金の利息

その他の諸費用

- 1) 受益権等の管理事務に関連する費用等
- 2) 有価証券届出書、有価証券報告書、半期報告書および臨時報告書（これらの訂正も含みます。）の作成、印刷および提出に係る費用
- 3) 目論見書、販売用資料の作成、印刷および交付に係る費用
- 4) 信託約款の作成、印刷および届出に係る費用
- 5) 運用報告書の作成、印刷および交付に係る費用
- 6) この信託の受益者に対して行う公告に係る費用ならびに信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用
- 7) この信託の法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用
- 8) 会計監査費用

会計監査費用は、ファンドの監査人に対する報酬および費用です。

委託会社は、上記の諸費用の支払を信託財産のために行い、その金額を合理的に見積もった結果、信託財産の純資産総額に対して年率0.10%（税込）を上限とする額を、かかる諸費用の合計額とみなして、実際の金額のいかんにかかわらず、信託財産より受領することができます。ただし、委託会社は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期間中に、随時、上記の料率の範囲内で諸費用の年率を見直して、それを変更することができます。

上記の諸費用は、信託の計算期間を通じて毎日計上されます。かかる諸費用ならびに当該諸費用に対する消費税相当額は、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日および毎計算期末または信託終了の時に、信託財産中から委託会社に対して支弁されます。

< 投資対象とするマザーファンドに係る以下の費用 >

- ・ 組入有価証券の売買時の売買委託手数料
- ・ 信託事務の処理に要する諸費用
- ・ 信託財産に関する租税 など

上記 ～ は、有価証券の売買の際、売買仲介人に支払う手数料等に係る費用です。

上記 ～ は、投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息等に係る費用です。

『その他の手数料等』は、運用状況等により変動するため、事前に料率・上限額等を表示することができません。

- () 投資者の皆さまからご負担いただく上記手数料等の合計額については、購入金額や保有期間等に応じて異なりますので、あらかじめ表示することができません。

(5)【課税上の取扱い】

課税上は株式投資信託として取扱われます。

公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度および未成年者少額投資非課税制度の適用対象です。

個人、法人別の課税について

1) 個人の受益者に対する課税

・収益分配金に対する課税

平成49年12月31日までは20.315%（所得税および復興特別所得税15.315%および地方税5%）となります。平成50年1月1日以降は20%（所得税15%および地方税5%）となる予定です。確定申告による総合課税または申告分離課税の選択も可能です。

・解約金および償還金に対する課税

解約時および償還時の差益は譲渡所得とみなされ、譲渡益については、申告分離課税が適用されます（特定口座（源泉徴収あり）の利用も可能です）。その税率は、平成49年12月31日までは20.315%（所得税および復興特別所得税15.315%および地方税5%）となります。平成50年1月1日以降は20%（所得税15%および地方税5%）となる予定です。

解約時および償還時の差損については、確定申告等により上場株式等の譲渡益および上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択したものに限り、）との損益通算が可能です。

また、特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）の利子所得および譲渡所得等との損益通算も可能です。

2) 法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額について平成49年12月31日までは15.315%（所得税および復興特別所得税15.315%）となります。平成50年1月1日以降は15%（所得税15%）となる予定です。

個別元本について

- 1) 追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- 2) 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行う都度当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- 3) 各受益権毎に、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については、各販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても、複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店毎に、個別元本の算出が行われる場合があります。
- 4) 受益者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

分配金の課税について

追加型株式投資信託の分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。受益者が分配金を受取る際、a) 当該分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該分配金の金額が普通分配金となり、b) 当該分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、分配金の範囲内で、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

（注）上記は平成28年2月末日現在のものです。

税法が改正された場合には、上記の内容が変更になることがあります。

課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

（注）少額投資非課税制度「愛称：N I S A（ニーサ）」をご利用の場合

毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が一定期間非課税となります。他の口座で生じた配当所得・譲渡所得との損益通算はできません。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。また、平成28年4月1日より、一定の条件のもと20歳未満の方を対象とした未成年者少額投資非課税制度「ジュニアN I S A」がご利用になれます。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

<ご参考>

- ・ 税金は表に記載の時期に適用されます。
- ・ 以下の表は個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時及び償還時	所得税及び地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して 20.315%

上記は、平成28年2月末日現在のものです。

少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が一定期間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。また、平成28年4月1日より20歳未満の方を対象とした未成年者少額投資非課税制度「ジュニアNISA」がご利用になれます。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

法人の場合は上記とは異なります。

税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

以下は2016年2月29日現在の状況です。

投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

投資比率の内訳と合計は四捨五入の関係で合わない場合があります。

(1)【投資状況】

資産の種類	国名	時価合計 (円)	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	日本	868,383,266	99.97
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		279,331	0.03
合計(純資産総額)		868,662,597	100.00

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

順位	国/ 地域	種類	銘柄名	業種	数量	上段：簿価単 価(円) 下段：評価単 価(円)	上段：簿価金 額(円) 下段：評価金 額(円)	投資比 率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	スパークス・日本 株・ロング・ショ ート・マザーファンド	-	292,375,094	2.9038 2.9701	848,999,182 868,383,266	99.97

種類別及び業種別投資比率

種類	国内/ 外国	業種	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	国内	-	99.97
合計			99.97

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(参考) スパークス・日本株・ロング・ショート・マザーファンドの投資状況

資産の種類	国名	時価合計 (円)	投資比率 (%)
株式	日本	1,184,981,020	57.22
投資証券	日本	89,658,700	4.33
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		796,383,836	38.45
合計(純資産総額)		2,071,023,556	100.00

(注) 信用取引により売り建てている株式(日本)の時価合計は590,952,000円、投資比率は28.53%です。株価指数先物取引の売建てを行っており、時価合計は51,520,000円、投資比率は2.49%です。

投資有価証券の主要銘柄（上位30銘柄）

順位	国/ 地域	種類	銘柄名	業種	数量	上段：簿価単 価（円） 下段：評価単 価（円）	上段：簿価金 額（円） 下段：評価金 額（円）	投資比 率 （％）
1	日本	株式	大同特殊鋼	鉄鋼	115,000	466.33 425.00	53,628,465 48,875,000	2.36
2	日本	株式	サンフロンティア 不動産	不動産業	46,900	991.32 1,017.00	46,493,077 47,697,300	2.30
3	日本	株式	ユニゾホールディ ングス	不動産業	9,900	4,591.31 4,345.00	45,453,972 43,015,500	2.08
4	日本	株式	野村不動産ホール ディングス	不動産業	18,600	2,478.03 2,021.00	46,091,334 37,590,600	1.82
5	日本	株式	三菱重工業	機械	93,000	660.27 402.00	61,404,699 37,386,000	1.81
6	日本	投資証券	サムティ・レジデ ンシャル投資法人	その他	433	97,102.20 85,900.00	42,045,253 37,194,700	1.80
7	日本	株式	西武ホールディ ングス	陸運業	15,600	2,762.91 2,221.00	43,101,471 34,647,600	1.67
8	日本	株式	旭化成	化学	54,000	780.90 638.30	42,168,640 34,468,200	1.66
9	日本	株式	富士通	電気機器	81,000	699.82 413.10	56,685,692 33,461,100	1.62
10	日本	株式	三菱マテリアル	非鉄金属	105,000	418.62 318.00	43,955,244 33,390,000	1.61
11	日本	株式	アイシン精機	輸送用機 器	7,300	4,333.27 4,520.00	31,632,850 32,996,000	1.59
12	日本	株式	三井住友トラス ト・ホールディ ングス	銀行業	99,000	332.02 328.70	32,870,214 32,541,300	1.57
13	日本	株式	学情	サービ ス業	32,200	1,175.27 992.00	37,843,743 31,942,400	1.54
14	日本	株式	小野薬品工業	医薬品	1,500	13,961.92 20,915.00	20,942,875 31,372,500	1.51
15	日本	株式	ニトリホールディ ングス	小売業	3,600	8,536.28 8,670.00	30,730,605 31,212,000	1.51
16	日本	株式	ピーシーデポコー ポレーション	小売業	31,100	896.76 984.00	27,889,131 30,602,400	1.48
17	日本	株式	東ソー	化学	69,000	600.28 429.00	41,419,100 29,601,000	1.43
18	日本	株式	ファーストロジッ ク	サービ ス業	9,900	2,430.76 2,880.00	24,064,490 28,512,000	1.38
19	日本	株式	ジャストシステム	情報・通 信業	33,200	783.94 857.00	26,026,739 28,452,400	1.37

20	日本	投資証券	S I A不動産投資法人	その他	62	451,970.13 424,500.00	28,022,148 26,319,000	1.27
21	日本	投資証券	ラサールロジポート投資法人	その他	249	102,745.96 105,000.00	25,583,743 26,145,000	1.26
22	日本	株式	ジェイ エフイー ホールディングス	鉄鋼	19,200	1,827.07 1,352.00	35,079,690 25,958,400	1.25
23	日本	株式	F P G	証券、商品先物取引業	24,600	927.21 1,014.00	22,809,355 24,944,400	1.20
24	日本	株式	カプコン	情報・通信業	10,000	2,249.09 2,352.00	22,490,893 23,520,000	1.14
25	日本	株式	C Y B E R D Y N E	精密機器	12,000	1,547.45 1,933.00	18,569,400 23,196,000	1.12
26	日本	株式	D M G 森精機	機械	22,000	1,989.41 1,002.00	43,766,980 22,044,000	1.06
27	日本	株式	東急不動産ホールディングス	不動産業	29,600	927.51 714.00	27,454,412 21,134,400	1.02
28	日本	株式	ハーモニック・ドライブ・システムズ	機械	8,200	1,946.00 2,549.00	15,957,190 20,901,800	1.01
29	日本	株式	S C S K	情報・通信業	4,800	3,328.55 4,335.00	15,977,025 20,808,000	1.00
30	日本	株式	イトクロ	サービス業	7,400	1,833.06 2,783.00	13,564,644 20,594,200	0.99

種類別及び業種別投資比率

種類	国内 / 外国	業種	投資比率 (%)
株式	国内	不動産業	10.10
		サービス業	5.97
		情報・通信業	5.72
		機械	4.22
		医薬品	3.65
		鉄鋼	3.61
		小売業	3.21
		化学	3.09
		電気機器	3.02
		陸運業	3.02
		銀行業	2.55
		建設業	2.02
		非鉄金属	1.61
		輸送用機器	1.59
		その他製品	1.34

		証券、商品先物取引業	1.20
		精密機器	1.12
		ガラス・土石製品	0.16
投資証券	国内	-	4.33
合計			61.55

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

資産の種類	地域	取引所	資産の名称	買建/ 売建	数量	上段：簿価金額 （円） 下段：時価金額 （円）	投資比 率 （%）
株価指数 先物取引	日本	東京証 券取引 所	ＴＯＰＩＸ先物〔限月：2016 年3月〕	売建	4	52,392,224 51,520,000	2.49

（注）先物取引については、個別法に基づき、原則として時価評価しております。時価評価にあたっては、原則として、計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所の発表する清算値段または最終相場によっております。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

期	年月日	純資産総額(円) (分配落)	純資産総額(円) (分配付)	1口当たり 純資産額 (円) (分配落)	1口当たり 純資産額 (円) (分配付)
1期	(2004年2月13日)	2,414,343,414	2,539,464,768	1.3507	1.4207
2期	(2005年2月14日)	9,724,581,439	9,916,209,456	1.5224	1.5524
3期	(2006年2月13日)	14,436,404,966	14,834,384,440	1.8137	1.8637
4期	(2007年2月13日)	12,009,735,779	12,009,735,779	1.6934	1.6934
5期	(2008年2月13日)	6,334,912,381	6,334,912,381	1.4202	1.4202
6期	(2009年2月13日)	4,549,116,856	4,549,116,856	1.2936	1.2936
7期	(2010年2月15日)	3,600,032,620	3,600,032,620	1.2548	1.2548
8期	(2011年2月14日)	2,583,456,397	2,583,456,397	1.4256	1.4256
9期	(2012年2月13日)	1,732,250,533	1,732,250,533	1.1868	1.1868
10期	(2013年2月13日)	1,559,426,308	1,559,426,308	1.3833	1.3833
11期	(2014年2月13日)	1,330,364,597	1,354,142,696	1.6785	1.7085
12期	(2015年2月13日)	1,075,758,630	1,075,758,630	1.7236	1.7236
13期	(2016年2月15日)	851,747,484	851,747,484	1.6638	1.6638
	2015年2月末日	1,070,906,115	—	1.7339	—
	2015年3月末日	1,090,061,373	—	1.7725	—
	2015年4月末日	1,098,335,877	—	1.8055	—
	2015年5月末日	1,079,656,357	—	1.8304	—
	2015年6月末日	1,028,403,913	—	1.8357	—
	2015年7月末日	993,165,470	—	1.8294	—
	2015年8月末日	935,190,712	—	1.7876	—
	2015年9月末日	912,794,713	—	1.7488	—
	2015年10月末日	921,336,029	—	1.7763	—
	2015年11月末日	923,600,000	—	1.7990	—
	2015年12月末日	913,463,555	—	1.7841	—
	2016年1月末日	897,391,059	—	1.7534	—
	2016年2月末日	868,662,597	—	1.7003	—

【分配の推移】

期	計算期間		1口当たりの分配金 (円)
1期	自 2003年2月14日	至 2004年2月13日	0.0700
2期	自 2004年2月14日	至 2005年2月14日	0.0300
3期	自 2005年2月15日	至 2006年2月13日	0.0500
4期	自 2006年2月14日	至 2007年2月13日	0.0000
5期	自 2007年2月14日	至 2008年2月13日	0.0000
6期	自 2008年2月14日	至 2009年2月13日	0.0000
7期	自 2009年2月14日	至 2010年2月15日	0.0000
8期	自 2010年2月16日	至 2011年2月14日	0.0000

9期	自 2011年2月15日	至 2012年2月13日	0.0000
10期	自 2012年2月14日	至 2013年2月13日	0.0000
11期	自 2013年2月14日	至 2014年2月13日	0.0300
12期	自 2014年2月14日	至 2015年2月13日	0.0000
13期	自 2015年2月14日	至 2016年2月15日	0.0000

【収益率の推移】

期	計算期間	前期末 1口当たり純資産 (分配落)円	当期末 1口当たり純資産 (分配付)円	収益率 %
1期	自 2003年2月14日 至 2004年2月13日	1.0000	1.4207	42.07
2期	自 2004年2月14日 至 2005年2月14日	1.3507	1.5524	14.93
3期	自 2005年2月15日 至 2006年2月13日	1.5224	1.8637	22.42
4期	自 2006年2月14日 至 2007年2月13日	1.8137	1.6934	6.63
5期	自 2007年2月14日 至 2008年2月13日	1.6934	1.4202	16.13
6期	自 2008年2月14日 至 2009年2月13日	1.4202	1.2936	8.91
7期	自 2009年2月14日 至 2010年2月15日	1.2936	1.2548	3.00
8期	自 2010年2月16日 至 2011年2月14日	1.2548	1.4256	13.61
9期	自 2011年2月15日 至 2012年2月13日	1.4256	1.1868	16.75
10期	自 2012年2月14日 至 2013年2月13日	1.1868	1.3833	16.56
11期	自 2013年2月14日 至 2014年2月13日	1.3833	1.7085	23.51
12期	自 2014年2月14日 至 2015年2月13日	1.6785	1.7236	2.69
13期	自 2015年2月14日 至 2016年2月15日	1.7236	1.6638	3.47

（注）収益率は、計算期間末の1口当たり純資産額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の1口当たり純資産額（分配落の額。以下「前期末純資産額」という。）を控除した額を前期末純資産額で除して得た数に100を乗じて得た数字です。分配金は課税前のものです。

(4)【設定及び解約の実績】

期	計算期間		設定口数（口）	解約口数（口）
1期	自 2003年2月14日	至 2004年2月13日	2,057,161,254	269,713,326
2期	自 2004年2月14日	至 2005年2月14日	6,003,208,817	1,403,056,168
3期	自 2005年2月15日	至 2006年2月13日	4,266,904,809	2,694,915,892
4期	自 2006年2月14日	至 2007年2月13日	1,453,788,800	2,321,176,109
5期	自 2007年2月14日	至 2008年2月13日	59,268,953	2,690,745,074
6期	自 2008年2月14日	至 2009年2月13日	87,734,621	1,031,847,649
7期	自 2009年2月14日	至 2010年2月15日	29,705,948	677,251,052
8期	自 2010年2月16日	至 2011年2月14日	867,616	1,057,730,325
9期	自 2011年2月15日	至 2012年2月13日	2,378,439	355,004,959
10期	自 2012年2月14日	至 2013年2月13日	521,718	332,763,610
11期	自 2013年2月14日	至 2014年2月13日	4,372,194	339,105,674
12期	自 2014年2月14日	至 2015年2月13日	10,813,811	179,273,771
13期	自 2015年2月14日	至 2016年2月15日	2,736,018	114,938,267

（注1）本邦外における設定および解約の実績はありません。

（注2）設定口数には当初募集期間中の設定口数を含みます。

(参考情報)

運用実績

(2016年2月29日現在)

基準価額・純資産総額の推移、分配の推移

■基準価額・純資産総額の推移

当初設定日(2003年2月14日)～2016年2月29日



※分配金再投資基準価額は信託報酬および実績報酬控除後のものであり、税引前の分配金を再投資したものと計算したものです。

■基準価額と純資産総額

基準価額(1万口当たり)	17,003円
純資産総額	8.7億円

■分配の推移(1万口当たり、税引前)

2016年2月	0円
2015年2月	0円
2014年2月	300円
2013年2月	0円
2012年2月	0円
設定来累計	1,800円

※直近5期分の分配実績を記載しております。

主要な資産の状況

■資産配分

資産の種類	比率
マザーファンド	99.97%
キャッシュ等	0.03%

※比率はファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

下記はマザーファンド(スパークス・日本株・ロング・ショート・マザーファンド)の状況です。

※比率はマザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

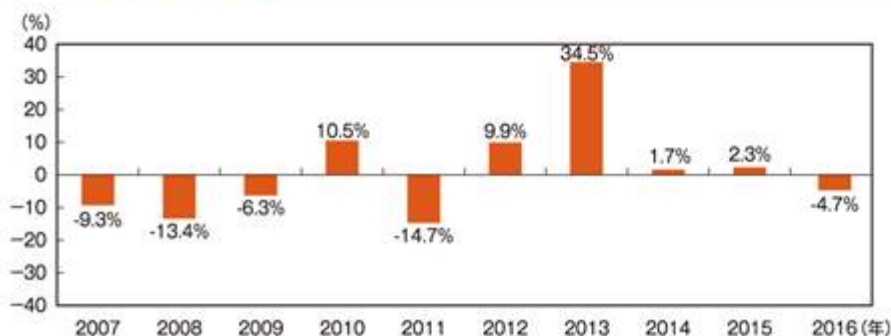
■組入上位10銘柄(ロング)

	銘柄名	業種	比率
1	大同特殊鋼	鉄鋼	2.4%
2	サンフロンティア不動産	不動産業	2.3%
3	ユニゾホールディングス	不動産業	2.1%
4	野村不動産ホールディングス	不動産業	1.8%
5	三菱重工業	機械	1.8%
6	サムティ・レジデンシャル投資法人	ー(投資証券)	1.8%
7	西武ホールディングス	陸運業	1.7%
8	旭化成	化学	1.7%
9	富士通	電気機器	1.6%
10	三菱マテリアル	非鉄金属	1.6%

■ロング・ショート比率

	比率
ロング	61.5%
ショート	31.0%

年間収益率の推移



※年間収益率は税引前の分配金を再投資したものと計算したものです。

※2016年は1月1日から2月末までの収益率を表示しています。

※当ファンドにベンチマークはありません。

※上記の運用実績は過去のものであり、将来の運用成果等を予想あるいは保証するものではありません。

※最新の運用実績については別途開示しており、表紙に記載の委託会社ホームページにおいて閲覧することができます。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

- (1) 申込期間の毎営業日に販売会社にてお申込いただけます。

購入申込の単位は販売会社が別に定める単位とします。

また、収益の分配時に、分配金を受取る「分配金受取コース」と税引き後の分配金を無手数料で再投資する「分配金再投資コース」の2つのコースがあります。ただし、販売会社によってはどちらか1つのコースのみの取扱いの場合があります。

詳しくは販売会社までお問い合わせください。

- (2) 購入申込時限

ファンドの購入申込の受付は、原則として午後3時までに購入申込が行われ、かつ当該購入申込の受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分として取扱います。当該受付時間を過ぎた場合は翌営業日の受付となります。なお、販売会社によって受付時間が異なる場合があります。詳しくは販売会社までお問い合わせください。

- (3) 購入申込に係る制限

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、購入申込受付を中止することおよびすでに受付けた購入の申込受付を取り消すことができます。また委託会社は、信託財産の安定した運用と受益者の公平性に資するため、受益権の購入申込に対して制限を設ける場合があります。

- (4) 購入価額

購入申込受付日の基準価額です。

- (5) 購入時手数料

購入申込受付日の基準価額に3.24%（税抜3.0%）を上限として販売会社が定める手数料率を乗じて得た額です。収益分配金を再投資する場合には手数料は無手数料とします。詳しくは、販売会社までお問い合わせください。

- (6) 購入代金の支払い

販売会社が指定する期日までにお支払いください。

ファンドの購入申込の単位および購入時手数料等の詳細については、下記の委託会社の照会先または販売会社にお問い合わせ下さい。

< 委託会社の照会先 >

スパークス・アセット・マネジメント株式会社

【ホームページ】 <http://www.sparx.co.jp/>

【電話番号】 03-6711-9200

（受付時間：営業日の9：00～17：00）

購入申込者は販売会社に、購入申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該購入申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該購入申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該購入申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとし、振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託の都度、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

2【換金（解約）手続等】

- (1) 毎営業日に販売会社で換金申込ができます。

換金単位は販売会社が別に定める単位とします。

詳しくは販売会社までお問い合わせください。

(2) 換金申込時限

換金申込の受付は、原則として、午後3時までとします。

当該受付時間を過ぎてからの申込は翌営業日の取扱いとします。

なお、販売会社によって受付時間が異なる場合があります。

詳しくは販売会社までお問い合わせください。

(3) 換金価額

換金申込受付日の基準価額から当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した額とします。

信託財産留保額とは、解約に伴う資産売却などに対応するコストを換金時にご負担いただくものです。信託財産留保額は、ファンドに留保されるものであり、これにより、換金した受益者と保有を継続される受益者との公平性を図るものです。

(4) 換金制限

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、換金申込受付を中止することができます。換金の申込受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の換金の申込受付を撤回できます。

ただし、受益者がその換金の申込受付を撤回しない場合には、当該受益権の換金の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に換金の申込受付を受付けたものとして、当該計算日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額とします。

また、信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金申込に制限を設ける場合があります。

(5) 換金（解約）手数料

換金（解約）時の手数料はありません。

(6) 換金代金の支払い

換金代金は換金申込受付日から起算して5営業日目から支払いを開始します。

ファンドの換金単位および換金価額等の詳細については、下記の委託会社の照会先または販売会社にお問い合わせ下さい。

< 委託会社の照会先 >

スパークス・アセット・マネジメント株式会社
【ホームページ】 <http://www.sparx.co.jp/>
【電話番号】 03-6711-9200
(受付時間：営業日の9:00~17:00)

* 換金申込を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権口数で除した1万口当たりの価額をいいます。純資産総額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価（注）により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。

（注）主要な投資対象資産の評価方法の概要

・わが国の金融商品取引所上場株式：原則として当該取引所における計算日の最終相場で評価します。

なお、基準価額につきましては、前日の基準価額が日本経済新聞の朝刊に掲載される（掲載名：L & S）他、委託会社、販売会社にお問い合わせいただければ、お知らせいたします。

< 委託会社の照会先 >

スパークス・アセット・マネジメント株式会社
[ホームページ] <http://www.sparx.co.jp/>
[電話番号] 03-6711-9200
(受付時間：営業日の 9：00～17：00)

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

信託期間は、平成15年2月14日から平成35年2月13日までとします。ただし、下記(5)その他 ファンドの償還条件に該当する場合は信託期間中においても信託を終了することがあります。また、委託会社は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託会社と協議の上、信託期間を延長することができます。

(4) 【計算期間】

計算期間は、毎年2月14日から翌年2月13日までとすることを原則とします。各計算期間終了日に該当する日が休業日のときは該当日の翌営業日を計算期間の終了日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

年1回の決算時（原則として2月13日、休業日の場合は翌営業日）に約款に定める「収益分配方針」に基づいて、収益の分配を行います。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わない場合もあります。

（分配金再投資コースを選択の場合）

分配金は税引後無手数料で再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

この場合、1口単位での申込となり、手数料はかかりません。

（分配金受取コースを選択の場合）

原則として決算日から起算して5営業日目までに支払を開始します。

* 分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該分配金に係る決算日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該分配金に係る決算日以前に設定された受益権で購入申込代金支払い前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として購入申込者とし、）に、原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払いを開始します。「分配金再投資コース」をお申込の場合は、分配金は税引後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(5) 【その他】

ファンドの償還条件

イ．委託会社は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより受益権口数が20億口を下回った場合、または繰上償還することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、繰上償還させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、繰上償還しようとする旨を監督官庁に届出ます。

ロ．委託会社は、イの事項について、あらかじめ、繰上償還しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

ハ．ロの公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

ニ．ハの一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、イの繰上償還をしません。

ホ．委託会社は、繰上償還をしないこととしたときは、繰上償還しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

へ、八からホまでの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であつて、八の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

約款の変更

- イ．委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。
- ロ．委託会社は、イの変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ハ．ロの公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ニ．ハの一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、イの約款の変更をしません。
- ホ．委託会社は、当該約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

関係法人との契約更改等に関する手続き

販売会社との「募集・販売の取扱い等に関する契約」については、期間満了の3ヵ月前までに別段の意思表示のないときは、自動的に1年間延長されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。

運用報告書

委託会社は、ファンドの計算期間終了後および償還後に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などのうち、重要な事項を記載した「交付運用報告書」（投資信託及び投資法人に関する法律第14条第4項に定める運用報告書）を作成し、原則として販売会社を通じて受益者へ交付します。

また、委託会社は、運用報告書（全体版）（投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書）を作成し、次のアドレスに掲載します。

<http://www.sparx.co.jp/>

上記の規定にかかわらず、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告により行い、次のアドレスに掲載します。

<http://www.sparx.co.jp/>

なお、事故その他やむを得ない事由によって公告を電子公告によって行うことができない場合には、公告は日本経済新聞に掲載することとします。

4【受益者の権利等】

収益分配・償還金受領権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金・償還金を、持ち分に応じて委託会社から受領する権利を有します。収益分配金は、原則として、決算日から起算して5営業日目までに支払を開始します。なお、分配金再投資コースを選択の場合、収益分配金は税引後、自動的に再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。この場合、1口単位での申込となり、手数料はかかりません。償還金は、原則として、償還日から起算して5営業日目までに販売会社でお受取になれます。また、受益者が収益分配金については支払開始日から5年間、償還金については支払開始日から10年間請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

受益権の一部解約請求権

受益者は、受益権の一部解約を、販売会社を通して委託会社に請求することができます。

反対者の買取請求権

繰上償還または約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

受益権均等分割

受益者は、所有する受益権の口数に応じて均等に当ファンドの受益権を保有します。受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生じることはありません。

帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

受益者集会

受益者集会は開催しません。従ってその議決権は存在しません。

第3【ファンドの経理状況】

- 1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）（以下「投資信託財産計算規則」という。）に基づいて作成しております。
- 2) 財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- 3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づいて、第13期計算期間（平成27年2月14日から平成28年2月15日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による「財務諸表等の監査証明に関する内閣府令」（昭和32年大蔵省令第12号）第3条第1項に基づく監査を受けております。

1【財務諸表】

スパークス・日本株・L & S

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第12期計算期間末 (平成27年2月13日現在)	第13期計算期間末 (平成28年2月15日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	-	11,005,063
コール・ローン	17,588,173	-
親投資信託受益証券	1,071,134,737	850,758,942
未収入金	12,901,841	-
未収利息	4	-
流動資産合計	1,101,624,755	861,764,005
資産合計	1,101,624,755	861,764,005
負債の部		
流動負債		
未払解約金	12,901,841	-
未払受託者報酬	651,315	501,931
未払委託者報酬	11,723,673	9,034,746
その他未払費用	589,296	479,844
流動負債合計	25,866,125	10,016,521
負債合計	25,866,125	10,016,521
純資産の部		
元本等		
元本	1,624,143,371	1,511,941,122
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	451,615,259	339,806,362
（分配準備積立金）	107,755,946	88,282,321
元本等合計	1,075,758,630	851,747,484
純資産合計	1,075,758,630	851,747,484
負債純資産合計	1,101,624,755	861,764,005

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第12期計算期間 自 平成26年2月14日 至 平成27年2月13日	第13期計算期間 自 平成27年2月14日 至 平成28年2月15日
営業収益		
受取利息	887	517
有価証券売買等損益	57,907,463	6,182,878
営業収益合計	57,908,350	6,183,395
営業費用		
受託者報酬	1,341,904	1,067,331
委託者報酬	24,154,125	25,555,573
その他費用	1,211,137	1,012,964
営業費用合計	26,707,166	27,635,868
営業利益又は営業損失（ ）	31,201,184	21,452,473
経常利益又は経常損失（ ）	31,201,184	21,452,473
当期純利益又は当期純損失（ ）	31,201,184	21,452,473
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	3,655,379	9,658,247
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	537,761,266	451,615,259
剰余金増加額又は欠損金減少額	7,322,912	2,143,644
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	7,322,912	2,143,644
剰余金減少額又は欠損金増加額	121,014,724	82,841,821
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	121,014,724	82,841,821
分配金	1 0	1 0
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	451,615,259	339,806,362

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	第13期計算期間
	自 平成27年2月14日 至 平成28年2月15日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	「親投資信託受益証券」 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	「有価証券売買等損益」 約定日基準で計上しております。
3. その他	当ファンドは、原則として毎年2月13日を計算期間の末日としておりますが、当計算期間においては当該日が休業日であるため、当計算期間を平成27年2月14日から平成28年2月15日としております。

(貸借対照表に関する注記)

区分	第12期計算期間末 (平成27年2月13日現在)	第13期計算期間末 (平成28年2月15日現在)
1 計算期間末日における受益権の総数	624,143,371口	511,941,122口
2 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.7236円 (17,236円)	1.6638円 (16,638円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第12期計算期間 自 平成26年2月14日 至 平成27年2月13日	第13期計算期間 自 平成27年2月14日 至 平成28年2月15日
1 分配金の計算過程 該当事項はありません。	1 分配金の計算過程 該当事項はありません。

（金融商品に関する注記）

（１）金融商品の状況に関する事項

区分	第13期計算期間	
	自 平成27年2月14日	至 平成28年2月15日
１．金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドは、信託約款に定める運用の基本方針に基づき運用を行っています。	
２．金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク	金融商品の内容 当ファンドの当計算期間において投資した金融商品の種類は、以下の通りであります。 ・有価証券 当ファンドが当計算期間の末日時点で保有する有価証券の詳細は、「（その他の注記）２.有価証券関係」の通りであります。 ・コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 金融商品に係るリスク 当ファンドは、以下のリスクを内包しております。 A)市場リスク ・株価等変動リスク B)流動性リスク C)信用リスク	
３．金融商品に係るリスク管理体制	弊社では、上記２の に掲げるリスクを適切に管理するため、運用部門から独立した管理担当部門によりモニタリング等のリスク管理を行っています。 体制としては、リスク管理業務担当部門を中心として、リスク管理を行っています。また、リスク管理業務担当部門を中心として、随時レビューが行われる他、月次の投資政策委員会においてもレビューが行われます。	
４．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	当ファンドの時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価額がない場合には、合理的に算定された価額が含まれます。当該価額の算定においては一定の前提条件を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	

（２）金融商品の時価等に関する事項

区分	第13期計算期間	
	自 平成27年2月14日	至 平成28年2月15日
１．貸借対照表計上額、時価及びその差額	当ファンドにおいて投資している金融商品は原則として全て時価評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額は生じておりません。	
２．時価の算定方法	有価証券 有価証券に該当する貸借対照表上の勘定科目、及びその時価の算定方法については、「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）１.有価証券の評価基準及び評価方法」の通りであります。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 上記 以外のその他の科目については、帳簿価額を時価として評価しております。	

（関連当事者との取引に関する注記）

第12期計算期間	第13期計算期間
----------	----------

自 平成26年2月14日 至 平成27年2月13日	自 平成27年2月14日 至 平成28年2月15日
該当事項はありません。	該当事項はありません。

（その他の注記）

1．元本の移動

区分	第12期計算期間	第13期計算期間
	自 平成26年2月14日 至 平成27年2月13日	自 平成27年2月14日 至 平成28年2月15日
期首元本額	792,603,331円	624,143,371円
期中追加設定元本額	10,813,811円	2,736,018円
期中一部解約元本額	179,273,771円	114,938,267円

2．有価証券関係

売買目的有価証券

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）	
	第12期計算期間末 (平成27年2月13日現在)	第13期計算期間末 (平成28年2月15日現在)
親投資信託受益証券	49,984,336	7,940,021
合計	49,984,336	7,940,021

3．デリバティブ取引関係

第12期計算期間	第13期計算期間
自 平成26年2月14日 至 平成27年2月13日	自 平成27年2月14日 至 平成28年2月15日
該当事項はありません。	該当事項はありません。

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1)株式(平成28年2月15日現在)

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券(平成28年2月15日現在)

種類	銘柄	券面総額（円）	評価額（円）	備考
親投資信託 受益証券	スパークス・日本株・ロング・ショート・ マザーファンド	292,981,246	850,758,942	
合計		292,981,246	850,758,942	

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「（その他の注記）3．デリバティブ取引関係」に記載することとしています。

参考情報

当ファンドは、「スパークス・日本株・ロング・ショート・マザーファンド」受益証券を主要な投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券です。なお、同親投資信託の状況は以下の通りです。

「スパークス・日本株・ロング・ショート・マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査対象外であります。

(1)貸借対照表

区分	注記 番号	(平成27年2月13日現在)	(平成28年2月15日現在)
		金額（円）	金額（円）
資産の部			
流動資産			
金銭信託		-	507,498,552
コール・ローン		500,384,250	-
株式		1,361,315,380	1,074,879,400
投資証券		61,994,200	71,376,400
未収入金		66,199,186	5,656,029
信用取引預け金		535,090,299	608,528,501
未収配当金		1,540,775	1,886,896
未収利息		137	-
その他未収収益		11,809	16,227
差入保証金		239,190,738	289,190,738
差入委託証拠金		5,950,000	-
流動資産合計		2,771,676,774	2,559,032,743
資産合計		2,771,676,774	2,559,032,743
負債の部			
流動負債			
信用売証券		535,267,700	524,896,200
派生商品評価勘定		3,548,608	-
未払金		19,713,105	3,389,662
未払解約金		14,906,840	2,359,956
その他未払費用		659,582	1,199,198
流動負債合計		574,095,835	531,845,016
負債合計		574,095,835	531,845,016
純資産の部			
元本等			
元本	1	750,169,217	698,111,500
剰余金			
剰余金又は欠損金（ ）		1,447,411,722	1,329,076,227
元本等合計		2,197,580,939	2,027,187,727
純資産合計		2,197,580,939	2,027,187,727
負債純資産合計		2,771,676,774	2,559,032,743

(2)注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	自 平成27年2月14日 至 平成28年2月15日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1)「株式」 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、または金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。 (2)「投資証券」 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、または金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。 (3)「信用売証券」 個別法に基づき、時価評価しております。時価評価に当たっては、原則として、計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所の発表する最終相場によっております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	「派生商品評価勘定」 先物取引 個別法に基づき、原則として時価評価しております。時価評価にあたっては、原則として、計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所の発表する清算値段または最終相場によっております。
3. 収益及び費用の計上基準	(1)「受取配当金」 受取配当金は、原則として株式の配当落ち日もしくは投資証券の権利落ち日において、確定配当金額もしくは確定収益分配金額、又は予想配当金額もしくは予想収益分配金額を計上しております。 (2)「有価証券売買等損益」 約定日基準で計上しております。 (3)「派生商品取引等損益」 約定日基準で計上しております。

区 分	(平成27年2月13日現在)	(平成28年2月15日現在)
1. 期首	平成26年2月14日	平成27年2月14日
期首元本額	895,468,378 円	750,169,217 円
期首より計算期間末日までの追加設定元本 額	18,618,828 円	124,623,319 円
期首より計算期間末日までの一部解約元本 額	163,917,989 円	176,681,036 円
計算期間末日における元本の内訳		
スパークス・日本株・ロング・ショ－ ト・ファンド	351,058,031 円	348,967,497 円
スパークス・日本株・L & S	365,649,873 円	292,981,246 円
スパークス・日本株・ロング・ショ－ ト・プラス	33,461,313 円	56,162,757 円
(合計)	750,169,217 円	698,111,500 円
2. 計算期間末日における受益権の総数	750,169,217 口	698,111,500 口
3. 1口当たり純資産額	2.9294 円	2.9038 円
(1万口当たり純資産額)	(29,294 円)	(29,038 円)

52/95

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式(平成28年2月15日現在)

銘柄 コード	銘柄名	株式数(株)	評価単価 (円)	評価金額(円)	備考
1805	飛島建設	78,300	143.00	11,196,900	
1871	ピーエス三菱	25,600	397.00	10,163,200	
2146	UTグループ	32,000	430.00	13,760,000	
2301	学情	32,200	995.00	32,039,000	
3099	三越伊勢丹ホールディングス	13,300	1,294.00	17,210,200	
3231	野村不動産ホールディングス	18,600	1,956.00	36,381,600	
3258	ユニゾホールディングス	9,900	3,600.00	35,640,000	
3289	東急不動産ホールディングス	29,600	657.00	19,447,200	
3407	旭化成	54,000	703.80	38,005,200	
3465	ケイアイスター不動産	6,000	1,204.00	7,224,000	
3653	モルフォ	2,100	4,375.00	9,187,500	
4042	東ソー	69,000	427.00	29,463,000	
4516	日本新薬	3,600	3,945.00	14,202,000	
4528	小野薬品工業	1,500	19,010.00	28,515,000	
4549	栄研化学	5,900	2,080.00	12,272,000	
4587	ペプチドリーム	3,700	3,395.00	12,561,500	
4592	サンバイオ	2,100	757.00	1,589,700	
4686	ジャストシステム	33,200	833.00	27,655,600	
5352	黒崎播磨	13,000	237.00	3,081,000	
5411	ジェイ エフ イー ホールディングス	19,200	1,339.50	25,718,400	
5471	大同特殊鋼	115,000	422.00	48,530,000	
5711	三菱マテリアル	105,000	294.00	30,870,000	
6037	ファーストロジック	9,900	2,908.00	28,789,200	
6040	日本スキー場開発	4,800	1,390.00	6,672,000	
6049	イトクロ	7,400	2,254.00	16,679,600	
6141	D M G 森精機	22,000	870.00	19,140,000	
6324	ハーモニック・ドライブ・システムズ	8,200	2,355.00	19,311,000	
6366	千代田化工建設	13,000	808.00	10,504,000	
6474	不二越	19,000	370.00	7,030,000	
6594	日本電産	1,900	7,077.00	13,446,300	
6702	富士通	81,000	382.30	30,966,300	
6816	アルパイン	11,600	1,231.00	14,279,600	
7011	三菱重工業	93,000	385.70	35,870,100	
7148	F P G	24,600	908.00	22,336,800	
7259	アイシン精機	7,300	4,395.00	32,083,500	
7618	ピーシーデポコーポレーション	31,100	972.00	30,229,200	
7779	C Y B E R D Y N E	12,000	1,541.00	18,492,000	
7832	バンダイナムコホールディングス	5,700	2,283.00	13,013,100	
7968	T A S A K I	10,900	1,323.00	14,420,700	

8806	ダイビル	7,400	827.00	6,119,800	
8840	大京	64,000	174.00	11,136,000	
8923	トーセイ	26,000	602.00	15,652,000	
8934	サンフロンティア不動産	45,700	916.00	41,861,200	
9003	相鉄ホールディングス	20,000	706.00	14,120,000	
9024	西武ホールディングス	15,600	2,318.00	36,160,800	
9076	セイノーホールディングス	15,600	1,243.00	19,390,800	
9302	三井倉庫ホールディングス	21,000	264.00	5,544,000	
9416	ビジョン	2,500	1,198.00	2,995,000	
9468	カドカワ	5,700	1,661.00	9,467,700	
9684	スクウェア・エニックス・ホールディングス	5,900	2,784.00	16,425,600	
9697	カプコン	10,000	2,124.00	21,240,000	
9719	S C S K	4,800	4,370.00	20,976,000	
9744	メイテック	5,100	4,130.00	21,063,000	
9843	ニトリホールディングス	3,600	8,240.00	29,664,000	
9997	ベルーナ	9,300	547.00	5,087,100	
合 計		1,298,400		1,074,879,400	

(2) 株式以外の有価証券(平成28年2月15日現在)

種類	銘柄	口数(口)	評価額(円)	備考
投資証券	S I A 不動産投資法人	52	21,658,000	
	サムティ・レジデンシャル投資法人	433	36,718,400	
	ラサールロジポート投資法人	130	13,000,000	
合計		615	71,376,400	

第2 信用取引契約残高明細表(平成28年2月15日現在)

銘柄 コード	銘柄名	売建株数（株）	評価額（円）	備考
1606	日本海洋掘削	3,600	7,657,200	
1802	大林組	13,800	15,055,800	
1821	三井住友建設	94,100	8,374,900	
1963	日揮	5,000	8,660,000	
2127	日本M & A センター	1,600	7,840,000	
2212	山崎製パン	16,000	35,136,000	
2267	ヤクルト本社	3,800	21,318,000	
2593	伊藤園	5,200	16,042,000	
2698	キャンドウ	6,400	9,120,000	
2801	キッコーマン	6,000	23,550,000	
2931	ユーグレナ	19,000	28,101,000	
3046	ジェイアイエヌ	1,600	7,488,000	
3593	ホギメディカル	2,300	12,673,000	
3727	アプリックス I P ホールディングス	5,300	3,248,900	
3877	中越パルプ工業	60,000	9,480,000	
4540	ツムラ	8,500	23,664,000	
4552	J C R ファーマ	2,700	5,256,900	
4559	ゼリア新薬工業	6,800	9,690,000	
4680	ラウンドワン	50,200	30,421,200	
5406	神戸製鋼所	267,000	22,695,000	
5480	日本冶金工業	32,200	3,348,800	
6269	三井海洋開発	11,400	16,233,600	
6330	東洋エンジニアリング	25,000	6,000,000	
6506	安川電機	7,500	9,112,500	
6841	横河電機	12,400	15,227,200	
7003	三井造船	38,000	5,092,000	
7182	ゆうちょ銀行	15,800	20,461,000	
7222	日産車体	10,200	11,923,800	
7532	ドンキホーテホールディングス	3,600	12,942,000	
7731	ニコン	11,700	19,808,100	
7844	マーベラス	4,900	3,763,200	
8136	サンリオ	3,000	6,339,000	
8331	千葉銀行	14,000	7,434,000	
8332	横浜銀行	16,000	7,880,000	
8897	タカラレーベン	7,600	3,830,400	
8914	エリアリンク	89,700	9,867,000	
9048	名古屋鉄道	24,000	13,488,000	
9706	日本空港ビルデング	3,700	14,411,500	
9766	コナミホールディングス	5,700	15,652,200	
9983	ファーストリテイリング	500	16,610,000	
合計		915,800	524,896,200	

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】**【純資産額計算書】**

(平成28年2月29日現在)

資産総額	869,371,808 円
負債総額	709,211 円
純資産総額(-)	868,662,597 円
発行済口数	510,880,004 口
1口当たり純資産額(/)	1.7003 円

(参考) スパークス・日本株・ロング・ショート・マザーファンド

純資産額計算書

(平成28年2月29日現在)

資産総額	2,664,045,462 円
負債総額	593,021,906 円
純資産総額(-)	2,071,023,556 円
発行済口数	697,289,753 口
1口当たり純資産額(/)	2.9701 円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

（1）名義書換について

該当事項はありません。

（2）受益者等に対する特典

該当するものではありません。

（3）譲渡制限の内容

譲渡制限は設けておりません。

（4）受益証券の再発行

委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

（5）受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

前項の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（6）受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

（7）受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（8）償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に支払います。

（9）質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額（平成28年2月末日現在）

資本金	25億円
発行可能株式総数	50,000株
発行済株式総数	50,000株
最近5年間における資本の額の増減	
該当事項はありません。	

(2) 委託会社の機構（平成28年2月末日現在）

経営体制

当社の意思決定機関としてある取締役会は10名以内の取締役で構成されます。取締役の選任は株主総会において、発行済株式総数の3分の1以上に当たる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行い、累積投票によらないものとします。

取締役の任期は、就任後1年以内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結のときまでとし、補欠または増員により選任された取締役の任期は、他の取締役の任期の満了すべき時までとします。

取締役会は、その決議をもって、取締役の中から取締役社長1名を選定し、また必要に応じて取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選任することができます。取締役会の決議をもって代表取締役を決定します。

代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議に従い、業務を執行します。

取締役会は、法令または定款に定めてある事項の他、当社の経営上重要な事項を決定します。

運用体制

1) 当ファンドでは、運用調査本部が運用・調査を担当します。下記の意味決定プロセスに基づき、運用を行います。

2) 意思決定プロセス

- ファンド・マネージャーは、チーフ・インベストメント・オフィサー（以下、「CIO」といいます。）の指揮・監督の下、チーム全体での調査活動等の成果を踏まえ、投資環境の分析、期待リターンとリスクの予測や当ファンドに対する設定や解約の動向分析などを実施し、当ファンドの約款等の定めを遵守して「運用計画書」を作成し、「投資政策委員会」での審議を求めます。
- CIOは投資政策委員会を主催し、各ファンド・マネージャーから提出された運用計画書をリスク管理部門、リーガル・コンプライアンス部門等の責任者と共に審議します。ファンド・マネージャーは、承認された運用計画書に基づき日々の具体的な投資活動を行います。投資政策委員会は原則として月2回開催される他、必要に応じ臨時に開催されます。
- 上記の意思決定プロセスは、当社取締役会が定めた「投資信託に係る運用管理規程」及び「投資政策委員会規程」に基づきます。投資政策委員会の運営状況は「コンプライアンス委員会」においても確認の上、取締役会に報告され、適正な業務運営の確保に努めております。

2【事業の内容及び営業の概況】

投資信託及び投資法人に関する法律に定める投資信託委託会社として、証券投資信託の設定を行うとともに、金融商品取引法に定める金融商品取引業者として当該証券投資信託および投資一任契約に基づき委託された資産の運用（投資運用業）を行っています。また金融商品取引法に定める以下の業務を行っています。

- ・投資助言・代理業
- ・有価証券の募集もしくは売出しの取扱いまたは私募の取扱いに関する第一種金融商品取引業
- ・有価証券の募集もしくは売出しの取扱いまたは私募の取扱い、および証券投資信託の募集または私募に関する第二種金融商品取引業

委託会社の運用する投資信託は平成28年2月29日現在次の通りです。

（ただし、親投資信託を除きます。）

種類	本数	純資産総額（百万円）
追加型株式投資信託	29	186,065
単位型株式投資信託	4	2,603
合計	33	188,668

金融商品取引業者 関東財務局長（金商） 346号

加入協会 / 日本証券業協会 一般社団法人投資信託協会

一般社団法人日本投資顧問業協会

一般社団法人第二種金融商品取引業協会

3【委託会社等の経理状況】

1．財務諸表の作成方法について

委託会社であるスパークス・アセット・マネジメント株式会社（以下「委託会社」という）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

2．中間財務諸表の作成方法について

委託会社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条及び第57条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

3．財務諸表及び中間財務諸表の記載金額

財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

4．監査証明について

委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第9期事業年度（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第10期事業年度の中間会計期間（平成27年4月1日から平成27年9月30日まで）の中間財務諸表について、新日本有限責任監査法人により中間監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成26年 3 月31日)		当事業年度 (平成27年 3 月31日)	
(資産の部)				
流動資産				
現金・預金		4,585		4,478
預託金		500		500
未収委託者報酬		221		298
未収投資顧問料		383		534
前払費用		25		31
未収収益		27		31
未収入金		3		4
繰延税金資産		-		128
その他		1		2
流動資産合計		5,749		6,009
固定資産				
有形固定資産				
建物	2	67	2	61
工具、器具及び備品	2	58	2	39
有形固定資産合計		126		100
無形固定資産				
ソフトウェア		8		5
無形固定資産合計		8		5
投資その他の資産				
差入保証金		27		27
長期前払費用		5		3
投資その他の資産合計		32		31
固定資産合計		167		137
資産合計		5,916		6,147
(負債の部)				
流動負債				
預り金		123		73
未払手数料		47		53
その他未払金	3	856	3	1,020
未払法人税等		304		148
未払消費税等		64		13
前受金		237		271
流動負債合計		1,633		1,581
固定負債				
資産除去債務		37		37
繰延税金負債		11		9
固定負債合計		48		46
特別法上の準備金				
金融商品取引責任準備金	1	0	1	0
特別法上の準備金合計		0		0
負債合計		1,681		1,627

	前事業年度 (平成26年 3 月31日)	当事業年度 (平成27年 3 月31日)
(純資産の部)		
株主資本		
資本金	2,500	2,500
資本剰余金		
資本準備金	27	27
その他資本剰余金	19	19
資本剰余金合計	47	47
利益剰余金		
利益準備金	-	120
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	1,688	1,853
利益剰余金合計	1,688	1,973
株主資本合計	4,235	4,520
純資産合計	4,235	4,520
負債純資産合計	5,916	6,147

(2)【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成25年 4月 1日 至 平成26年 3月31日)	当事業年度 (自 平成26年 4月 1日 至 平成27年 3月31日)
営業収益		
委託者報酬	1,970	1,405
投資顧問料収入	2,519	2,497
受入手数料	443	423
その他営業収益	4	4
営業収益計	4,937	4,330
営業費用		
支払手数料	274	227
広告宣伝費	33	64
調査費	147	152
委託計算費	16	17
営業雑経費		
通信費	13	13
印刷費	3	5
協会費	6	8
諸会費	2	1
その他	2	2
営業費用計	500	493
一般管理費		
給料	942	947
役員報酬	70	55
給料・手当	549	607
賞与	322	283
旅費交通費	98	78
事務委託費	1 306	1 267
業務委託費	254	250
不動産賃借料	66	69
租税公課	27	23
固定資産減価償却費	31	33
交際費	13	12
諸経費	82	63
一般管理費計	1,823	1,747
営業利益	2,612	2,088
営業外収益		
受取利息	0	1
受取賃貸料	-	5
為替差益	35	114
雑収入	0	1
営業外収益計	37	122
営業外費用		
雑損失	0	0
営業外費用計	0	0
経常利益	2,648	2,211
特別損失		
金融商品取引責任準備金繰入額	-	0
特別損失計	-	0

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成25年 4月 1日 至 平成26年 3月31日)	当事業年度 (自 平成26年 4月 1日 至 平成27年 3月31日)
税引前当期純利益	2,648	2,211

法人税、住民税及び事業税

961

856

法人税等調整額

1

130

法人税等合計

960

726

当期純利益

1,688

1,484

(3)【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本							純資産 合計	
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				株主資本合計
		資本準備金	その他 資本剰 余金	資本剰 余金合 計	利益準備金	その他 利益 剰余金	利益剰 余金合 計		
						繰越利 益剰余 金			
当期首残高	2,500	104	499	603	145	426	281	2,822	2,822
当期変動額									
資本準備金の取崩		104	104	-				-	-
その他資本剰余金から繰 越利益剰余金へ振替			281	281	-	281	281	-	-
利益準備金の取崩					145	145	-	-	-
剰余金の配当			275	275				275	275
配当に伴う資本準備金積 立額		27	27	-				-	-
当期純利益						1,688	1,688	1,688	1,688
株主資本以外の項目 の当期変動額 (純額)									
当期変動額合計	-	77	479	556	145	2,115	1,969	1,413	1,413
当期末残高	2,500	27	19	47	-	1,688	1,688	4,235	4,235

当事業年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本							純資産 合計	
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				株主資本 合計
		資本準備金	その他 資本剰 余金	資本剰 余金合 計	利益準備金	その他 利益 剰余金	利益剰 余金合 計		
						繰越利 益剰余 金			
当期首残高	2,500	27	19	47	-	1,688	1,688	4,235	4,235
当期変動額									
剰余金の配当						1,200	1,200	1,200	1,200
配当に伴う利益準備金積立額					120	120	-	-	-
当期純利益						1,484	1,484	1,484	1,484
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）									
当期変動額合計	-	-	-	-	120	164	284	284	284
当期末残高	2,500	27	19	47	120	1,853	1,973	4,520	4,520

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの	期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定しております。）
時価のないもの	総平均法に基づく原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）については、定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は、以下の通りであります。

建物 8年～18年

工具、器具及び備品 4年～20年

無形固定資産（リース資産を除く）

ソフトウェア（自社利用）については、社内における利用可能期間（4年～5年）に基づく定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

貸倒引当金

金銭債権の貸し倒れによる損失に備えるため、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込み額を計上しております。

4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

注記事項

（貸借対照表関係）

前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
1. 特別法上の準備金の計上を規定した法令の条項は、次のとおりであります。 金融商品取引責任準備金...金融商品取引法第46条の5	1. 特別法上の準備金の計上を規定した法令の条項は、次のとおりであります。 金融商品取引責任準備金...金融商品取引法第46条の5
2. 有形固定資産の減価償却累計額 建 物 19百万円 工具、器具及び備品 24百万円	2. 有形固定資産の減価償却累計額 建 物 28百万円 工具、器具及び備品 46百万円
3. 関係会社に対する資産及び負債 その他未払金 729百万円	3. 関係会社に対する資産及び負債 その他未払金 654百万円

（損益計算書関係）

前事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
1. 関係会社に対する取引の主なもの 事務委託費 250百万円	1. 関係会社に対する取引の主なもの 事務委託費 223百万円

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	50,000	-	-	50,000

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の 総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成25年6月17日 定時株主総会	普通株式	275	資本剰余金	5,500	平成25年3月31日	平成25年7月14日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の 総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成26年6月25日 定時株主総会	普通株式	1,200	利益剰余金	24,000	平成26年3月31日	平成26年6月26日

当事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	50,000	-	-	50,000

２．配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の 総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成26年 6月25日 定時株主総会	普通株式	1,200	利益剰余金	24,000	平成26年 3月31日	平成26年 6月26日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の 総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成27年 6月24日 定時株主総会	普通株式	1,200	利益剰余金	24,000	平成27年 3月31日	平成27年 6月25日

(リース取引関係)

前事業年度（自 平成25年 4月 1日 至 平成26年 3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成26年 4月 1日 至 平成27年 3月31日）

該当事項はありません。

(金融商品関係)

１．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については安全性の高い金融商品や預金等の他、ファンド組成等のためのシードマネー等に限定し、資金調達については原則として親会社による株式引受によっております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である未収投資顧問料及び未収委託者報酬に係る信用リスクは、当社グループが管理あるいは運用するファンド、一任運用財産自体がリスクの高い取引を限定的にしか行っていないポートフォリオ運用であることから、極めて限定的であると判断しております。

また、営業債権債務の一部には外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されておりますが、当該営業債権債務のネットポジションを毎月把握しており、さらに必要と判断した場合には、先物為替予約等を利用してヘッジする予定にしております。

有価証券及び投資有価証券は、主にシードマネーとしてのファンド等時価のある有価証券であり、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、「自己資金運用規程」に基づき、毎月時価を把握し、取締役会に報告しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

２．金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度（平成26年 3月31日）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	4,585	4,585	-
(2) 預託金	500	500	-
(3) 未収委託者報酬	221	221	-
(4) 未収投資顧問料	383	383	-
(5) 未収収益	27	27	-
資産計	5,718	5,718	-
(1) 未払手数料	47	47	-
(2) その他未払金	856	856	-
負債計	903	903	-

(注) 1．金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金・預金、(2) 預託金、(3) 未収委託者報酬、(4) 未収投資顧問料及び(5) 未収収益

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(1) 未払手数料、(2) その他未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注) 2．金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金・預金	4,585	-	-	-
預託金	500	-	-	-
未収委託者報酬	221	-	-	-
未収投資顧問料	383	-	-	-
未収収益	27	-	-	-
合計	5,718	-	-	-

当事業年度（平成27年3月31日）

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	4,478	4,478	-
(2) 預託金	500	500	-
(3) 未収委託者報酬	298	298	-
(4) 未収投資顧問料	534	534	-
(5) 未収収益	31	31	-
資産計	5,843	5,843	-
(1) 未払手数料	53	53	-
(2) その他未払金	1,020	1,020	-
負債計	1,074	1,074	-

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金・預金、(2) 預託金、(3) 未収委託者報酬、(4) 未収投資顧問料及び(5) 未収収益

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(1) 未払手数料、(2) その他未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注) 2. 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1 年以内	1 年超 5 年以内	5 年超 10 年以内	10 年超
現金・預金	4,478	-	-	-
預託金	500	-	-	-
未収委託者報酬	298	-	-	-
未収投資顧問料	534	-	-	-
未収収益	31	-	-	-
合計	5,843	-	-	-

(有価証券関係)

前事業年度（自 平成25年 4 月 1 日 至 平成26年 3 月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成26年 4 月 1 日 至 平成27年 3 月31日）

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

前事業年度（自 平成25年 4 月 1 日 至 平成26年 3 月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成26年 4 月 1 日 至 平成27年 3 月31日）

該当事項はありません。

(退職給付関係)

前事業年度（自 平成25年 4 月 1 日 至 平成26年 3 月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成26年 4 月 1 日 至 平成27年 3 月31日）

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

前事業年度（自 平成25年 4 月 1 日 至 平成26年 3 月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成26年 4 月 1 日 至 平成27年 3 月31日）

該当事項はありません。

（税効果会計関係）

１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
繰延税金資産		
繰越欠損金	145百万円	139百万円
資産除去債務	13	11
未払事業税	67	31
未確定債務否認	10	97
金融商品取引責任準備金	0	0
繰延税金資産小計	237	280
評価性引当額	237	151
繰延税金資産合計	-	128
繰延税金負債		
資産除去債務に対応する資産計上額	11	9
繰延税金負債合計	11	9
繰延税金資産の純額	11	119

２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
法定実効税率	-	35.6%
（調整）		
税率変更による差異等	-	0.4
交際費等永久に損金に算入されない項目	-	0.2
住民税均等割	-	0.1
評価性引当金の増減	-	3.6
その他	-	0.1
税効果会計適用後の法人税等の負担率	-	32.8

なお、前事業年度は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため、記載を省略しております。

３．法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第9号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第2号）が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.64%から平成27年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等については33.06%に、平成28年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については、32.30%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は9百万円減少し、法人税等調整額が同額増加しております。

（持分法損益等）

前事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

該当事項はありません。

（資産除去債務関係）

前事業年度末（平成26年3月31日）

重要性がないため、記載を省略しております。

当事業年度末（平成27年3月31日）

重要性がないため、記載を省略しております。

（賃貸等不動産関係）

前事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

該当事項はありません。

（セグメント情報等）

[セグメント情報]

前事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

当社は、投信投資顧問業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

当社は、投信投資顧問業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

前事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

1 サービスごとの情報

投信投資顧問業及び関連サービスに関する外部顧客への営業収益が、損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 営業収益

（単位：百万円）

日本	欧州	バミューダ	アジア	その他	合計
2,512	801	1,306	290	27	4,937

（注）営業収益の地域区分は、契約相手方の所在地（ファンドの場合は組成地）を基礎として分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

（単位：百万円）

顧客の名称又は氏名	営業収益	関連するセグメント名
SPARX Overseas Ltd.	1,306	投信投資顧問業
A社（注）	580	投信投資顧問業

（注）A社との間で守秘義務契約を負っているため、社名の公表は控えております。

当事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

1 サービスごとの情報

投信投資顧問業及び関連サービスに関する外部顧客への営業収益が、損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 営業収益

（単位：百万円）

日本	欧州	バミューダ	アジア	その他	合計
1,940	1,170	842	344	32	4,330

（注）営業収益の地域区分は、契約相手方の所在地（ファンドの場合は組成地）を基礎として分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

（単位：百万円）

顧客の名称又は氏名	営業収益	関連するセグメント名
SPARX Overseas Ltd.	842	投信投資顧問業
A社（注）	658	投信投資顧問業

（注）A社との間で守秘義務契約を負っているため、社名の公表は控えております。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

前事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

前事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

前事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

該当事項はありません。

[関連当事者情報]

前事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

1 関連当事者との取引

（１）財務諸表提出会社の親会社

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社	スパークス・グループ株式会社	東京都品川区	12,492	純粋持株会社	(被所有)直接100	グループ管理会社	業務委託 (注1) (注2)	250	未払金	53
							運用報酬等の受取 (注1) (注2)	104	未収投資顧問料	18
							配当金の支払	275	-	-
							連結納税による個別帰属額	675	未払金	675

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注1）市場価格を勘案し一般的な取引条件と同様に決定しております。

（注2）上記の表における期末残高には消費税等を含めており、取引金額には消費税等を含めておりません。

（２）財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
同一の親会社をもつ会社	SPARX Overseas Ltd.	バミューダ諸島	1,562	資産運用業	なし	海外籍ファンドの運用・管理業	運用報酬等の受取 (注1) (注2)	1,263	未収投資顧問料	72
						販売会社	手数料の受取 (注1) (注2)	38	未収収益	8
	SPARX Asia Capital Management Limited	ケイマン諸島	21,501	資産運用業	なし	海外籍ファンドの運用・管理業	運用報酬等の受取 (注1) (注2)	9	未収投資顧問料	1

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注1）市場価格を勘案し一般的な取引条件と同様に決定しております。

（注2）上記の表における期末残高及び取引金額に消費税等を含めておりません。

2 親会社に関する注記

親会社情報

スパークス・グループ株式会社（株式会社大阪証券取引所JASDAQ（スタンダード）に上場）

当事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

1 関連当事者との取引

（１）財務諸表提出会社の親会社

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
----	--------	-----	-------------------	-------	---------------------------	-----------	-------	---------------	----	---------------

親会社	スパークス・グループ株式会社	東京都品川区	8,517	純粋持株会社	(被所有)直接100	グループ管理会社	業務委託 (注1) (注2)	223	未払金	83
							運用報酬等の受取 (注1) (注2)	132	未収投資顧問料	24
							配当金の支払	1,200	-	-
							連結納税による個別帰属額	568	未払金	569

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 市場価格を勘案し一般的な取引条件と同様に決定しております。

(注2) 上記の表における期末残高には消費税等を含めており、取引金額には消費税等を含めておりません。

(2) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (千米ドル)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
同一の親会社をもつ会社	SPARX Overseas Ltd.	バミューダ諸島	1,562 千米ドル	資産運用業	なし	海外籍ファンドの運用・管理業	運用報酬等の受取 (注1)	804	未収投資顧問料	86
						販売会社	手数料の受取 (注1)	33	未収収益	7
	SPARX Asia Capital Management Limited	ケイマン諸島	25,001 千米ドル	資産運用業	なし	海外籍ファンドの運用・管理業	運用報酬等の受取 (注1)	4	未収投資顧問料	-
	スパークス・アセット・トラスト&マネジメント株式会社	東京都品川区	100 百万円	資産運用業	なし	業務の委託	業務委託報酬の支払 (注1) (注2)	24	未払金	23
						本社事務所の賃貸	賃貸料の受取 (注1) (注2)	5	未収入金	1

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 市場価格を勘案し一般的な取引条件と同様に決定しております。

(注2) 上記の表における期末残高には消費税等を含めており、取引金額には消費税等を含めておりません。

2 親会社に関する注記

親会社情報

スパークス・グループ株式会社（株式会社東京証券取引所JASDAQ（スタンダード）に上場）

（１株当たり情報）

前事業年度 (自 平成25年４月１日 至 平成26年３月31日)	当事業年度 (自 平成26年４月１日 至 平成27年３月31日)
１株当たり純資産額 84,709円17銭	１株当たり純資産額 90,408円31銭
１株当たり当期純利益金額 33,763円00銭	１株当たり当期純利益金額 29,699円13銭
なお、潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	なお、潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

（注）１．１株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度末 (平成26年３月31日)	当事業年度末 (平成27年３月31日)
純資産の部の合計額（百万円）	4,235	4,520
純資産の部の合計額から控除する金額（百万円）	-	-
普通株式に係る期末純資産額（百万円）	4,235	4,520
１株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数（株）	50,000	50,000

（注）２．１株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 平成25年４月１日 至 平成26年３月31日)	当事業年度 (自 平成26年４月１日 至 平成27年３月31日)
当期純利益（百万円）	1,688	1,484
普通株主に帰属しない金額（百万円）	-	-
普通株式に係る当期純利益（百万円）	1,688	1,484
普通株式の期中平均株式数（株）	50,000	50,000

（重要な後発事象）

当事業年度（自 平成26年４月１日 至 平成27年３月31日）

該当事項はありません。

1. 中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

(単位：百万円)

当中間会計期間 (平成27年 9 月30日)	
(資産の部)	
流動資産	
現金・預金	4,302
預託金	500
未収委託者報酬	420
未収投資顧問料	706
前払費用	43
未収入金	5
未収収益	29
繰延税金資産	187
流動資産合計	6,195
固定資産	
有形固定資産	2 26
無形固定資産	4
投資その他の資産	
差入保証金	27
長期前払費用	3
投資その他の資産合計	31
固定資産合計	63
資産合計	6,258
(負債の部)	
流動負債	
未払手数料	58
その他未払金	1,208
未払法人税等	173
前受金	90
預り金	60
賞与引当金	340
その他	3 52
流動負債合計	1,984
固定負債	
資産除去債務	37
繰延税金負債	8
固定負債合計	45
特別法上の準備金	
金融商品取引責任準備金	1 0
特別法上の準備金合計	0
負債合計	2,030
(純資産の部)	
株主資本	
資本金	2,500
資本剰余金	
資本準備金	27
その他資本剰余金	19
資本剰余金合計	47
利益剰余金	
利益準備金	240
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	1,441
利益剰余金合計	1,681
株主資本合計	4,228

純資産合計	<u>4,228</u>
負債純資産合計	<u>6,258</u>

(2) 中間損益計算書

(単位：百万円)

当中間会計期間	
(自 平成27年 4 月 1 日	
至 平成27年 9 月30日)	
営業収益	
委託者報酬	1,330
投資顧問料収入	1,495
受入手数料	231
その他営業収益	1
営業収益計	3,060
営業費用及び一般管理費	1 1,694
営業利益	1,365
営業外収益	2 12
営業外費用	1
経常利益	1,376
税引前中間純利益	1,376
法人税、住民税及び事業税	527
法人税等調整額	59
中間純利益	908

(3) 中間株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株主資本								純資産 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			株主資本合計	
		資本準備金	その他 資本剰 余金	資本剰 余金合 計	利益準備金	その他 利益 剰余金 繰越利 益剰余 金	利益剰 余金合 計		
当期首残高	2,500	27	19	47	120	1,853	1,973	4,520	4,520
当中間期変動額									
剰余金の配当	-	-	-	-	-	1,200	1,200	1,200	1,200
配当に伴う利益準備 金積立額	-	-	-	-	120	120	-	-	-
中間純利益	-	-	-	-	-	908	908	908	908
株主資本以外の項目 の当中間期変動額 （純額）	-	-	-	-	-	-	-	-	-
当中間期変動額合計	-	-	-	-	120	411	291	291	291
当中間期末残高	2,500	27	19	47	240	1,441	1,681	4,228	4,228

〔重要な会計方針〕

- 1．固定資産の減価償却の方法
- (1) 有形固定資産（リース資産を除く）
定率法によっております。
ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法によっております。
主な耐用年数は、以下の通りであります。
- | | |
|------|---------|
| 建 物 | 1 年～18年 |
| 器具備品 | 1 年～20年 |
- (2) 無形固定資産（リース資産を除く）
ソフトウェア（自社利用）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
- 2．引当金の計上基準
- (1) 貸倒引当金
金銭債権の貸し倒れによる損失に備えるため、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込み額を計上しております。
- (2) 賞与引当金
従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額のうち当中間会計期間に負担すべき金額を計上しております。
- 3．外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準
- 外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
- 4．その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項
- (1) 消費税等の会計処理
消費税等の会計処理は税抜方式によっております。
- (2) 連結納税制度
連結納税制度を適用しております。

〔会計方針の変更〕

（企業結合に関する会計基準等の適用）

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。）等を当中間会計期間から適用し、取得関連費用を発生した事業年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当中間会計期間の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する中間会計期間の中間財務諸表に反映させる方法に変更しております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58 - 2 項(4)及び事業分離等会計基準第57 - 4 項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当中間会計期間の期首時点から将来にわたって適用しております。

これによる損益への影響はありません。

〔会計方針の見積りの変更〕

（耐用年数の変更）

当社は、取締役会で本社移転に関する決議をいたしました。

この本社移転に伴い利用見込みのない建物附属設備等につきまして、移転予定日までの期間で減価償却が完了するように当中間会計期間より、耐用年数を変更しております。

これにより、従来の方法に比べて当中間会計期間の営業利益、経常利益及び税引前中間純利益が62百万円それぞれ減少しております。

〔 注記事項 〕

（ 中間貸借対照表関係 ）

当中間会計期間 (平成27年9月30日)	
1	特別法上の準備金の計上を規定した法令の条項は、次のとおりであります。 金融商品取引責任準備金…金融商品取引法第46条の5
2	有形固定資産の減価償却累計額 148百万円
3	消費税等の取り扱い 仮払消費税等と仮受消費税等は、相殺のうえ、流動負債その他に表示しております。

（ 中間損益計算書関係 ）

当中間会計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)	
1	減価償却実施額 有形固定資産 73百万円 無形固定資産 0百万円
2	営業外収益のうち主要なもの 受取賃貸料 7百万円

（ 中間株主資本等変動計算書関係 ）

当中間会計期間（自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日）

1．発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当事業年度 期首株式数 (株)	当中間会計期間 増加株式数 (株)	当中間会計期間 減少株式数 (株)	当中間会計期間 末株式数 (株)
普通株式	50,000	-	-	50,000
合計	50,000	-	-	50,000

2．自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3．新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4．配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の 総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成27年6月24日 定時株主総会	普通株式	1,200	利益剰余金	24,000	平成27年3月31日	平成27年6月25日

(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が中間会計期間末後となるもの

該当事項はありません。

(リース取引関係)

当中間会計期間（自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日）

該当事項はありません。

（金融商品関係）

当中間会計期間（平成27年9月30日）

1. 金融商品の時価等に関する事項

平成27年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	中間貸借対照表 計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
(1) 現金・預金	4,302	4,302	-
(2) 預託金	500	500	-
(3) 未収委託者報酬	420	420	-
(4) 未収投資顧問料	706	706	-
(5) 未収収益	29	29	-
資産計	5,959	5,959	-
(1) 未払手数料	58	58	-
(2) その他未払金	1,208	1,208	-
(3) 預り金	60	60	-
負債計	1,327	1,327	-

（注）1. 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金・預金、(2) 預託金、(3) 未収委託者報酬、(4) 未収投資顧問料及び(5) 未収収益
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(1) 未払手数料、(2) その他未払金及び(3) 預り金
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（有価証券関係）

当中間会計期間（平成27年9月30日）

該当事項はありません。

（デリバティブ取引関係）

当中間会計期間（平成27年9月30日）

該当事項はありません。

（ストック・オプション等関係）

当中間会計期間（自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日）

該当事項はありません。

（資産除去債務関係）

当中間会計期間末（平成27年9月30日）

重要性がないため、記載を省略しております。

（セグメント情報等）

[セグメント情報]

当中間会計期間（自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日）

当社は、投信投資顧問業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

〔関連情報〕

当中間会計期間（自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日）

1．サービスごとの情報

投信投資顧問業及び関連サービスに関する外部顧客への営業収益が、中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2．地域ごとの情報

(1) 営業収益

（単位：百万円）

日本	欧州	パミューダ	その他	合計
1,681	857	287	233	3,060

（注）営業収益の地域区分は、契約相手方の所在地（ファンドの場合は組成地）を基礎として国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3．主要な顧客ごとの情報

（単位：百万円）

顧客の名称又は氏名	営業収益	関連するセグメント名
A社（注）	377	投信投資顧問業

（注）A社との間で守秘義務契約を負っているため、社名の公表は控えております。

（企業結合等関係）

当中間会計期間（自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日）

該当事項はありません。

（１株当たり情報）

１株当たり純資産額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当中間会計期間 (平成27年 9月30日)
１株当たり純資産額	84,573円17銭
（算定上の基礎）	
純資産の部の合計額（百万円）	4,228
純資産の部の合計額から控除する金額（百万円）	-
普通株式に係る中間期末純資産額（百万円）	4,228
１株当たり純資産額の算定に用いられた中間期末の普通株式の数（株）	50,000

１株あたり中間純利益金額及び算定上の基礎は以下のとおりであります。

	当中間会計期間 (自 平成27年 4月 1日 至 平成27年 9月30日)
１株あたり中間純利益金額	18,164円85銭
（算定上の基礎）	
中間純利益（百万円）	908
普通株主に帰属しない金額（百万円）	-
普通株式に係る中間純利益（百万円）	908
普通株式の期中平均株式数（株）	50,000

（注）潜在株式調整後１株あたり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

（重要な後発事象）

当中間会計期間（自 平成27年 4月 1日 至 平成27年 9月30日）

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。

委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定めるもの。

5【その他】

平成27年6月24日に開催の定時株主総会にて、「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が平成27年5月1日に施行され、新たに業務執行取締役等ではない取締役及び社外監査役でない監査役との間に責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、それらの取締役及び監査役について責任限定契約を締結できるようにするため、定款第27条に取締役の責任免除に関する条項を、第32条に監査役の責任免除に関する条項を新たに新設する旨の定款の一部変更決議を行っております。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

受託会社

名称 三井住友信託銀行株式会社
 資本金の額 342,037百万円（平成27年9月末日現在）
 事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき、信託業を営んでいます。

< 再信託受託会社の概要 >

名称 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社
 資本金の額 51,000百万円（平成27年9月末日現在）
 事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき、信託業を営んでいます。

再信託の目的 原信託契約にかかる信託事務の一部（信託財産の管理）を原信託受託会社から再信託受託会社（日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

販売会社

名称	資本金の額 （平成27年9月末日現在）	事業の内容
株式会社みずほ銀行	1,404,065百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融商品取引法に基づく登録を受けて、証券投資信託の取扱いを行っています。
楽天証券株式会社	7,495百万円	金融商品取引法に基づき、第一種金融商品取引業を営んでいます。
株式会社SBI証券	47,937百万円	金融商品取引法に基づき、第一種金融商品取引業を営んでいます。
SMB C日興証券株式会社	10,000百万円	金融商品取引法に基づき、第一種金融商品取引業を営んでいます。
高木証券株式会社	11,069百万円	金融商品取引法に基づき、第一種金融商品取引業を営んでいます。

2【関係業務の概要】

受託会社：ファンドの受託会社として信託財産に属する有価証券等の管理・計算事務を行います。なお、信託事務の一部を日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に委託します。

販売会社：受益権の募集・販売の取扱い、一部解約に関する事務および一部解約金、分配金、償還金の支払いに関する業務等を行います。

3【資本関係】

受託会社：該当事項はありません。

販売会社：該当事項はありません。

第3【その他】

- (1) 目論見書の別称として「投資信託説明書（交付目論見書）」または「投資信託説明書（請求目論見書）」という名称を用いることがあります。
- (2) 目論見書の表紙から本文の前までの記載等について
- 金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書である旨を記載することがあります。
- 委託会社等の情報、受託会社に関する情報を記載することがあります。
- 詳細な情報の入手方法として、以下の事項を記載することがあります。
- ・ 委託会社のホームページアドレス、電話番号及び受付時間等
 - ・ 請求目論見書の入手方法及び投資信託約款が請求目論見書に掲載されている旨
- 使用開始日を記載することがあります。
- 届出の効力に関する事項について、次に掲げるいずれかの内容を記載することがあります。
- ・ 届出をした日及び当該届出の効力の発生の有無を確認する方法
 - ・ 届出をした日、届出が効力を生じている旨及び効力発生日
- 次の事項を記載することがあります。
- ・ 投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨
 - ・ 請求目論見書は投資者の請求により販売会社から交付される旨及び当該請求を行った場合にはその旨の記録をしておくべきである旨
 - ・ 「ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。」との趣旨を示す記載
- 委託会社、当ファンドのロゴ・マーク等を記載することがあります。
- ファンドの形態等を記載することがあります。
- 図案を採用することがあります。
- (3) 当ファンドは、評価機関等の評価を取得、使用する場合があります。
- (4) 交付目論見書に最新の運用実績を記載することがあります。
- (5) 請求目論見書に当ファンドの投資信託約款の全文を記載します。

独立監査人の監査報告書

平成27年6月24日

スパークス・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 森 重 俊 寛
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 伊 藤 雅 人
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているスパークス・アセット・マネジメント株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第9期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、スパークス・アセット・マネジメント株式会社の平成27年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成 2 8 年 4 月 1 日

スパークス・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 森重 俊寛
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 伊藤 雅人
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第 1 9 3 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているスパークス・日本株・L & S の平成 2 7 年 2 月 1 4 日から平成 2 8 年 2 月 1 5 日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、スパークス・日本株・L & S の平成 2 8 年 2 月 1 5 日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

スパークス・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成27年11月25日

スパークス・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 森 重 俊 寛
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 伊 藤 雅 人
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているスパークス・アセット・マネジメント株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第10期事業年度の中間会計期間（平成27年4月1日から平成27年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、スパークス・アセット・マネジメント株式会社の平成27年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成27年4月1日から平成27年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

